

平成23年度決算のご報告

フコクしんらいレポート 2012



フコクしんらい生命保険株式会社

CONTENTS

ごあいさつ	1
企業理念・経営姿勢	2

主要な経営指標等について

健全性・収益性について	4
主要な経営指標について	7

I 会社の概況および組織

I-1 沿革	9
I-2 経営の組織	9
I-3 店舗	10
I-4 資本金の推移	10
I-5 株式の総数	10
I-6 株式の状況	10
I-7 主要株主の状況	10
I-8 取締役および監査役	11
I-9 会計参与の氏名または名称	12
I-10 従業員の在籍・採用状況	12
I-11 平均給与（内勤職員）	12
I-12 平均給与（営業職員）	12

II 保険会社の主要な業務の内容

II 主要な業務の内容	12
-------------	----

III 保険会社の運営

III-1 リスク管理態勢について	13
III-2 コンプライアンス（法令等遵守） 推進態勢について	16
III-3 第三分野保険の責任準備金の十分性の 確認について	17
III-4 金融ADR制度について	18
III-5 個人データ保護について	19
III-6 勧誘方針について	21
III-7 反社会的勢力による被害を 防止するための基本方針	22

IV 直近事業年度における事業の概況

IV-1 直近事業年度における事業の概況	23
IV-2 契約者懇談会開催の状況	24
IV-3 「お客さま相談窓口」の設置と ご相談・苦情のお申出状況	25
IV-4 ご契約者に対する情報提供の実態	26
IV-5 商品に関する情報および デメリット情報の提供の方法	28
IV-6 代理店教育・研修の概略	29

IV-7 新規開発商品の状況	30
IV-8 主な保険商品一覧	31
IV-9 情報システムに関する状況	33
IV-10 保険金・給付金の支払状況について	34
IV-11 社会貢献活動の概況	35

V 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

V 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	36
--------------------------------	----

VI 財産の状況

VI-1 貸借対照表	37
VI-2 損益計算書	41
VI-3 キャッシュ・フロー計算書	43
VI-4 株主資本等変動計算書	44
VI-5 債務者区分による債権の状況	46
VI-6 リスク管理債権の状況	46
VI-7 元本補てん契約のある 信託に係る貸出金の状況	47
VI-8 保険金等の支払能力の充実の状況 （ソルベンシー・マージン比率）	47
VI-9 有価証券等の時価情報（会社計）	49
VI-10 経常利益等の明細（基礎利益）	52
VI-11 計算書類等についての 会計監査人による監査	53
VI-12 財務諸表についての代表者による確認	53

VII 業務の状況を示す指標等

VII-1 主要な業務の状況を示す指標等	54
VII-2 保険契約に関する指標等	59
VII-3 経理に関する指標等	62
VII-4 資産運用に関する指標等	68
VII-5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	77

VIII 特別勘定に関する指標等

VIII 特別勘定に関する指標等	77
------------------	----

IX 保険会社およびその子会社等の状況

IX 保険会社およびその子会社等の状況	77
---------------------	----

X その他

X その他	77
-------	----

ごあいさつ



ご契約者をはじめ皆さま方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

この4月に、代表取締役社長に就任いたしました山本でございます。皆さまのご期待にお応えできるよう、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

平成23年度の日本の社会・経済は、東日本大震災の影響により非常に厳しい状況からのスタートとなりました。その様な状況の中、当社は東日本大震災への対応を第一の優先課題に据えて経営にあたってまいりました。保険料払込猶予期間の延長、契約者貸付における特別金利の適用、また継続的で多面的なアプローチによる安否確認の実施など、被災されたお客さまの立場に立った、

親身で丁寧な対応を会社をあげて推進してまいりました。

さらに、生命保険業界においては、東日本大震災に被災され、生命保険の加入状況の確認が困難なお客さまのための契約照会制度である「災害地域生保契約照会制度」創設の取り組みをはじめ、被災された方々の状況やご要望を踏まえた各種取り組みを展開し、震災からの復興や被災された方々の生活再建に向け、業界一丸となって取り組んでいるところでございます。

また、当社は代理店チャネルによる保険販売を専門とする保険会社として、金融機関代理店チャネルと、業務提携先である共栄火災海上保険株式会社の損害保険代理店を中心とした一般代理店チャネルに対して保険の提供を行っております。

金融機関代理店チャネルでは、リスク管理を行いつつも、親会社である富国生命保険相互会社や共栄火災が長くお付き合いさせていただいている信用金庫さまを中心に堅調な業績を維持しております。

一方、一般代理店チャネルでは、共栄火災の損害保険代理店による生命保険・損害保険の併売を中心に展開し、平成23年4月に発売した医療保険「医療自在FS」が好調な販売実績をあげることができました。

さらに、当社では今後も継続してお客さまにご安心を提供していくために経営基盤のさらなる強化にも努めております。平成23年5月に約110億円の増資を行い、財務基盤の強化を図ったほか、平成24年5月には、本社を東京都港区白金台から東京都新宿区西新宿へ移転し、事業継続体制の強化および業容拡大への対応も行っております。

今後も引き続き、企業理念である「一翼をになう存在をめざして」にもとづき、お客さまの生活をはじめ代理店などのパートナー、延いては社会全体の一翼を担い得る存在になるよう努めてまいり所存でございます。

本年もご契約者をはじめ皆さま方には、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社

代表取締役社長 **山本 幹男**

企業理念

『一翼をになう存在をめざして』

当社は、企業理念として『一翼をになう存在をめざして』を掲げ、お客さまの生活をはじめパートナーの、延いては社会の一翼を担い得る存在となるべく努力してまいります。

- ・お客さまの生活の一翼をになう存在として
- ・パートナーの一翼をになう存在として
- ・フコク生命グループの一翼をになう存在として
- ・職員の人生の一翼をになう存在として
- ・社会の一翼をになう存在として

経営姿勢

『Smart Insurance Companyをめざす経営』

当社は企業理念を実現するために、『Smart Insurance Company』をキーワードに、次の5つの経営姿勢で臨みます。

- ・スマートな商品と良いネットワークが身上の企業ブランドを実現する
- ・お客さま基点の独自の保険商品とサービス体制でパートナーの価値を高める魅力的な専門カンパニーをめざす
- ・優れた人材の育成と職員の自己実現の一致をめざす
- ・会社を支えるシステムや組織の刷新を常に図り、新時代をリードする価値を創出する
- ・最大たらんよりは最優たれをモットーに、凜とした経営を実現する

本社所在地変更のお知らせ

当社は、平成24年5月7日付で、以下のとおり本社所在地を変更しましたので、お知らせいたします。

1. 本社所在地変更の概要

住 所	〒160-6132 東京都新宿区西新宿 8-17-1
電話番号	(代表)03-6731-2100

2. お客さま相談窓口の連絡先

お客さま相談窓口の電話番号には、変更はございません。

フリーダイヤル	0120-700-651
受付時間	9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始など当社休業日を除く)

～企業理念の実現に向けて～パートナー(代理店)とともに～

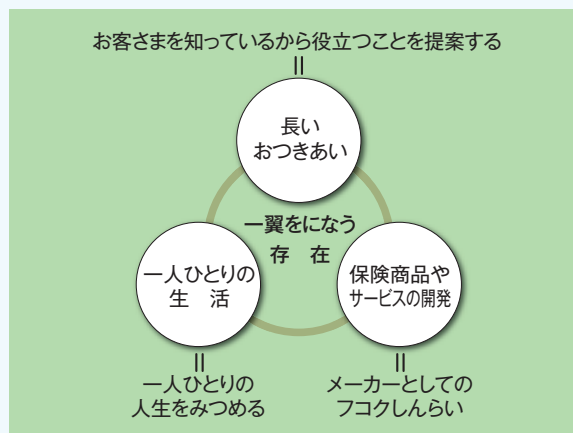
当社は、お客さま一人ひとりの生活の一翼を担う存在をめざすために、お客さまとの長いおつきあいの中で必要とされる保険商品やサービスを先がけて開発し、提供するメーカーでなければならないと考えております。そのためには、当社にとって大切なパートナーである代理店とのコラボレーションを行っていくことが大変重要です。

当社は、スマートな商品とフットワークの良さが身上的専門カンパニーとして、お客さま基点に立った独自の保険商品とサービス体制をもって支援を行い、代理店の皆さまの価値を高めていきたいと考えております。

こうした考えのもと、従前からの支援に加え、平成20年度からは富国生命が培ってきたノウハウ・経験を

活かした独自の商品ラインナップの充実、募集支援、研修支援の強化を図ることで、金融機関代理店や一般代理店がお客さまに対し、これまで以上に質の高い商品・サービスを提供できるよう努めてまいりました。

そして、当社はこれからも代理店の皆さまとともに“一翼をになう存在”をめざしてまいります。



① 金融機関代理店

平成20年4月より富国生命の窓販業務を引き継ぎ、富国生命および共栄火災が長くおつきあいさせていただいている信用金庫業界を中心に保険商品を提供しております。

② 一般代理店

当社の一般代理店は共栄火災の損保代理店が中心です。主に損害保険の既契約者さまに対し、生命保険商品の提案・提供を行っております。

③ 代理店数

1,678店(平成24年3月末現在)

Aランクの格付け

生命保険会社の格付けは、独立した第三者である格付機関が、保険金や年金などが契約どおりに支払われる確実性（保険金支払能力）の程度を評価したものです。

当社は日本格付研究所（JCR）より保険金支払能力につきまして「A+」（シングルエープラス）の格付けを取得しております。

日本格付研究所（JCR）の保険金支払能力格付けの定義

AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA	債務履行の確実性は非常に高い。
A	債務履行の確実性は高い。
BBB	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
BB	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。
B	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
D	債務不履行に陥っている。

日本格付研究所（JCR）
（保険金支払能力格付け）

A +

※記載の格付けは、平成24年6月末現在のものです。
 ※記載の格付けは、当社が日本格付研究所（JCR）に依頼して取得したものです。
 ※格付けはあくまでも格付機関の意見であり、保険金の支払等について保証を行うものではありません。また、格付機関が継続的に格付けを監視するものであり、将来的には変更される可能性があります。

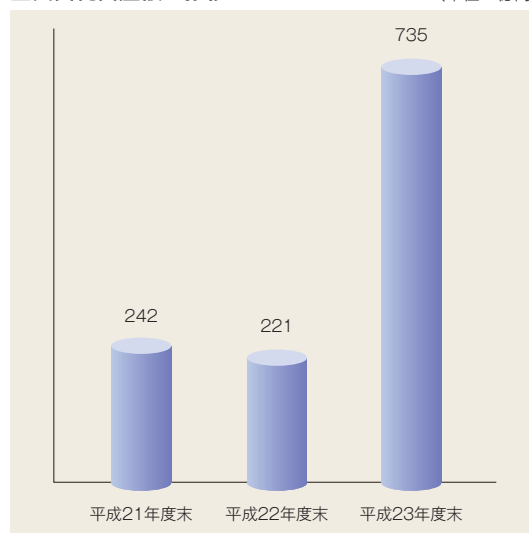
実質純資産額 735億円

ソルベンシー・マージン比率とともに、監督当局が生命保険会社の健全性を判断する指標のひとつです。これは、時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高いものを除いた負債の合計を差し引いて算出されます。この金額がマイナスになると、実質的な債務超過と判断され、業務停止命令等の対象となることがあります。

当社の平成23年度末における実質純資産額は、平成23年5月に約110億円の増資を実施したことや有価証券の含み損益がプラスに転じたことなどを主な要因として、前年度末から513億円増加し、735億円となりました。
 ※実質純資産額は、実質資産負債差額ともいいます。

■実質純資産額の推移

（単位：億円）



ソルベンシー・マージン比率 564.4%

当社の平成23年度末のソルベンシー・マージン比率は、監督当局が経営の健全性を判断する基準のひとつである200%を上回る564.4%を確保しております。なお、平成23年度末からソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。

※「ソルベンシー・マージン総額」および「リスクの合計額」の内訳など詳細は47～48ページをご参照ください。

■ソルベンシー・マージン比率の推移

(単位：百万円)

項目	平成21年度末	平成22年度末(※)	平成23年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	—	24,644	40,153
リスクの合計額 (B)	—	9,905	14,226
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	—	497.5%	564.4%

※平成22年度末の数値は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。

(参考)旧基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	23,145	24,872	—
リスクの合計額 (B)	3,763	7,199	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,230.1%	690.9%	—

ソルベンシー・マージン比率について

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、大幅な環境変化によって予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつがソルベンシー・マージン比率です。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆に、この比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることとなります。

ソルベンシー・マージン比率は、次の算式により算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{(1/2) \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

●ソルベンシー・マージン総額 (=以下の合計額)

資本金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額×90%*、土地の含み損益×85%*、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、控除項目、その他
※マイナスの場合は100%を計上します。

●リスクの合計額(リスクの合計額は、右記の算式にて算出されます (= $\sqrt{(R_1+R_8)^2 + (R_2+R_3+R_7)^2} + R_4$))

保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

- 保険リスク相当額(R₁) …………… 大災害の発生などにより、保険金などの支払いが急増するリスク相当額
- 予定利率リスク相当額(R₂) …………… 運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
- 資産運用リスク相当額(R₃) …………… 株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額
- 経営管理リスク相当額(R₄) …………… 業務の運営上通常の予想を超えて発生し得るリスク相当額
- 最低保証リスク相当額(R₇) …………… 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額
- 第三分野保険の保険リスク相当額(R₈) …… 医療保険やがん保険などのいわゆる第三分野保険について給付金などの支払いが急増するリスク相当額

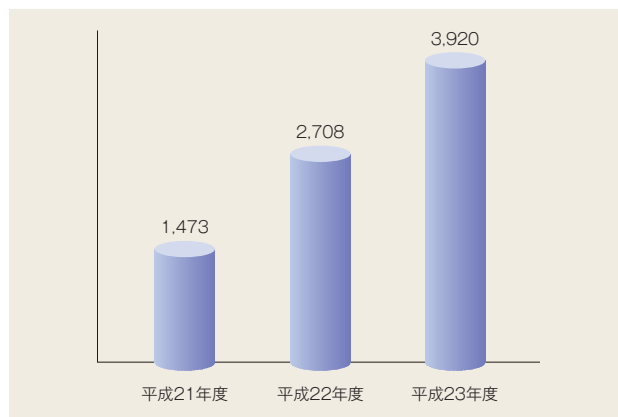
基礎利益

基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標のひとつであり、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金などを支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

平成23年度の基礎利益は、39億円(前年度比144.7%)となりました。

■基礎利益の推移

(単位：百万円)



経常利益

基礎利益に有価証券売却損益などの「キャピタル損益」や危険準備金繰入額などの「臨時損益」を加えたものが、経常利益です。平成23年度の経常利益は、40億円(前年度比152.6%)となりました。

■経常利益等の明細

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎利益 ①	1,473	2,708	3,920
キャピタル損益 ②	8	129	444
臨時損益 ③	396	△ 162	△ 281
経常利益 (①+②+③)	1,877	2,675	4,083

当期純利益

当期純利益とは、経常利益に特別利益を加え、価格変動準備金繰入額などの特別損失と契約者配当準備金繰入額を控除した後、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した額であり、会社のすべての活動によって生じた最終的な利益を意味します。

価格変動準備金の積み増しにより内部留保の充実を図ったうえで、平成23年度の当期純利益は5億円(前年度比41.7%)となりました。

フコクしんらい生命は、「逆ざや」状態ではありません

●逆ざやについて

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しております。その割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(これを「予定利息」といいます。)を、運用収益などで確保する必要があります。

ところが、かつてない低金利が続く中で、この予定利息分を実際の運用収益などでまかなえない状態が発生することがあり、これを「逆ざや」状態といいます。

●逆ざや額は、次の方法で算出されますが、当社は、下記のとおり逆ざやはありません。

$$2,016 \text{百万円} = \left(\frac{\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^{*2}}{1.59\%} - \text{平均予定利率}^{*3} \right) \times \text{一般勘定責任準備金}^{*4} \\ 1 \text{兆} 1,426 \text{億円}$$

※1 利差損益がマイナスの場合、逆ざやといえます。

※2 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※4 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出しています。
(期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)×1/2

業績関係

個人保険の業績概要(個人保険+個人年金保険)

■保険金額ベースの指標

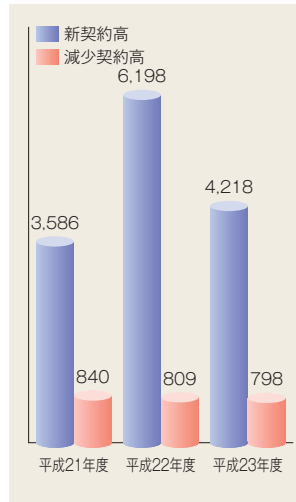
(新契約高および減少契約高、保有契約高)

新たにご契約いただいた保障金額の合計である新契約高は、リスク管理の観点から一時払保険商品の販売量の管理を行っているため、前年度比68.1%となりました。また、満期、死亡、解約、失効、減額などにより減少した契約の合計である減少契約高は前年度比98.7%となりました。

その結果、個々のお客さまに対して保障する金額の合計額である保有契約高は、前年度末比120.6%となりました。

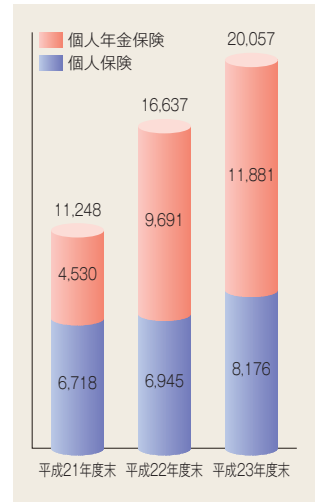
■新契約高および減少契約高の推移

(単位：億円)



■保有契約高の推移

(単位：億円)



■保険料ベースの指標

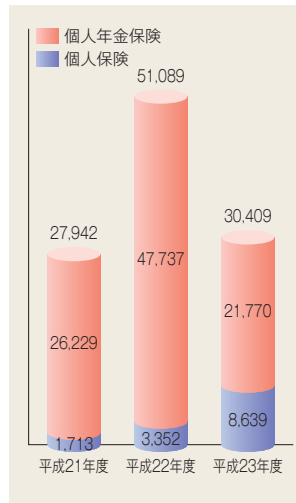
(新契約年換算保険料、保有契約年換算保険料)

年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約は、保険料を保険期間で除した金額)。

平成23年度における新契約年換算保険料は、前年度比59.5%となりました。また、保有契約年換算保険料については、前年度末比128.1%となりました。

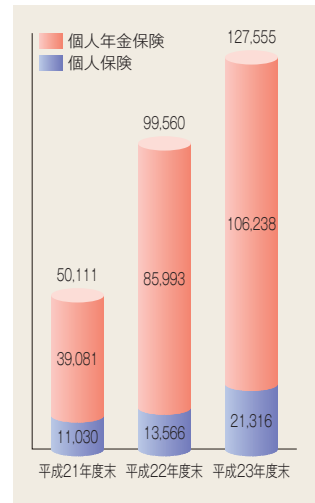
■新契約年換算保険料の推移

(単位：百万円)



■保有契約年換算保険料の推移

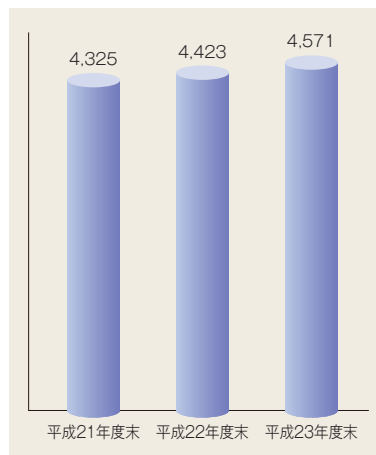
(単位：百万円)



企業保険の業績概要(団体保険)

団体保険の保有契約高は、前年度末比103.4%と安定的な推移を示しました。

■団体保険の保有契約高の推移 (単位：億円)



資産・負債・純資産関係

貸借対照表の要旨

■資産

(単位：億円)

資産	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
現金及び預貯金	99	719	387
有価証券 ①	4,744	9,302	13,118
うち公社債	4,735	9,295	13,114
うち株式	6	4	2
貸付金 ②	25	28	30
有形固定資産	0	0	1
無形固定資産	6	19	18
代理店貸	0	0	0
再保険貸	0	0	0
その他資産	26	40	50
繰延税金資産	9	12	8
貸倒引当金	△ 0	△ 0	△ 0
資産の部合計 ③	4,911	10,123	13,616

①有価証券

当社は、安全性を基本としつつ、長期・安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした資産運用を行っております。平成23年度末の有価証券の残高は1兆3,118億円であり、そのうち公社債の残高は1兆3,114億円となりました。

②貸付金

当社の平成23年度末における貸付金は、すべて保険約款貸付であり、残高は30億円となりました。

※貸付金には、「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には、「契約者貸付」と「保険料振替貸付」の2種類があります。一方、「一般貸付」とは、保険約款貸付以外の貸付で、内外企業に対する貸付や、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

③総資産

平成23年度末の総資産は前年度末比134.5%の1兆3,616億円となりました。

■負債及び純資産

(単位：億円)

負債及び純資産	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
保険契約準備金	4,685	9,859	13,228
うち責任準備金 ④	4,669	9,835	13,206
代理店借	18	16	5
再保険借	0	0	0
その他負債	18	40	23
退職給付引当金	—	0	0
特別法上の準備金	2	4	26
価格変動準備金 ⑤	2	4	26
負債の部合計	4,725	9,921	13,285
資本金 ⑥	150	150	204
資本剰余金	50	50	104
資本準備金 ⑥	50	50	104
利益剰余金	△ 14	△ 0	4
株主資本合計	185	199	314
その他有価証券評価差額金	0	3	15
評価・換算差額等合計	0	3	15
純資産の部合計	185	202	330
負債及び純資産の部合計	4,911	10,123	13,616

④責任準備金

責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことで、法令により積み立てが義務付けられています。

責任準備金の積立方式にはさまざまな方法がありますが、当社は手厚い積立方式である平準純保険料式で積み立てを行っており、お客さまへの保険金などの支払いに対して万全の備えをしております。平成23年度末の責任準備金の残高は1兆3,206億円となりました。

■責任準備金の推移

(単位：億円)



⑤価格変動準備金

価格変動準備金とは、有価証券などの資産について、その価格が将来下落した時に生じる損失に備えることを目的に保険業法にもとづいて積み立てるものです。

平成23年度決算において、22億円の積み増しを行い、年度末の残高は26億円となりました。

⑥資本金および資本準備金

資本金とは、事業運営の基礎となる資金で、株主の現物および金銭の出資額をいいます。なお、株主の出資額のうち、会社の資本金としたものは資本金、資本金としなかったものは資本準備金として、それぞれ貸借対照表上に表示されます。保険業法第6条の規定により、保険業を営む株式会社については、資本金の額が10億円以上とされています。

当社は平成23年5月25日付で財務基盤の一層の強化を目的として、約110億円の増資を行いました。その結果、平成23年度末の当社の資本金は204億円となり、資本準備金とあわせた資本金総額は309億円となりました。

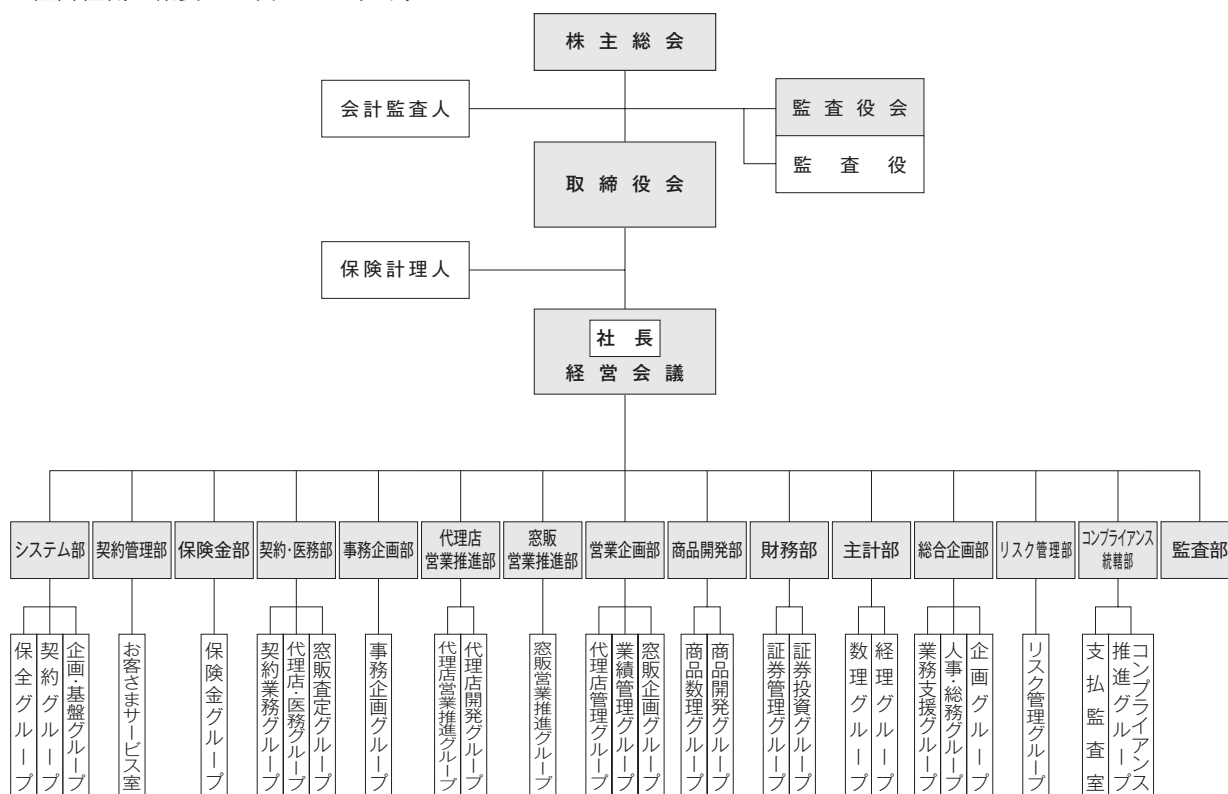
I 会社の概況および組織

I-1 沿革

平成 8年 8月	共栄火災海上保険相互会社の全額出資子会社「共栄火災しんらい生命保険株式会社」として設立
	大蔵大臣より生命保険業免許を取得
10月	営業開始
平成19年11月	富国生命保険相互会社が共栄火災しんらい生命保険株式会社の子会社化の認可取得
平成20年 1月	商号変更認可取得
	富国生命保険相互会社が共栄火災海上保険株式会社より共栄火災しんらい生命保険株式会社発行済株式数の80%を取得
2月	「フコクしんらい生命保険株式会社」として営業開始
9月	上半期末の総資産が1,000億円を突破
平成21年 3月	資本金総額を200億円に増資(資本準備金50億円を含む。)
平成23年 3月	年度末の総資産が1兆円を突破
5月	資本金総額を309億円に増資(資本準備金104億円を含む。)
平成24年 5月	本社を東京都新宿区西新宿へ移転

I-2 経営の組織

経営組織の概要は、次のとおりです。



(平成24年7月1日現在)

I 会社の概況および組織

I-3 店舗

本社 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1 TEL 03-6731-2100(代表)

I-4 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成8年8月8日	—	10,000百万円	会社設立
平成21年3月27日	5,000百万円	15,000百万円	増資
平成23年5月25日	5,499百万円	20,499百万円	増資

I-5 株式の総数

発行可能株式総数	2,000千株
発行済株式の総数	552千株
当期末株主数	3名

I-6 株式の状況

(1)発行済株式の種類等

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	552千株	—

(2)大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
富国生命保険相互会社	485千株	87.7%	—	—
共栄火災海上保険株式会社	53千株	9.7%	—	—
信金中央金庫	13千株	2.5%	—	—

I-7 主要株主の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	基金総額	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
富国生命保険相互会社	東京都千代田区	106,000百万円	生命保険業	大正12年11月22日	87.7%

(注)基金総額には基金償却積立金71,000百万円を含む。

I 会社の概況および組織

I-8 取締役および監査役(平成24年7月3日現在)

役職名	氏名・生年月日	略歴
代表取締役社長	山本 幹男 昭和23年3月5日生	昭和46年 富国生命保険相互会社入社 平成13年 同社 取締役有価証券部長 平成14年 同社 取締役人事部部長並びに関連事業部長 平成14年 同社 取締役人事部部長 平成15年 同社 常務取締役人事部部長 平成21年 同社 取締役常務執行役員 平成21年 同社 取締役常務執行役員お客さまサービス本部長 平成21年 同社 取締役専務執行役員お客さまサービス本部長 平成22年 同社 取締役副社長執行役員お客さまサービス本部長 平成24年 当社 代表取締役社長 現在に至る
常務取締役	大場 博行 昭和25年8月1日生	昭和48年 共栄火災海上保険相互会社入社 平成14年 同社 執行役員団体組織開発部長兼企画開発室長 平成15年 共栄火災海上保険株式会社 執行役員中国支店長 平成17年 同社 執行役員大阪支店長 平成18年 同社 常務執行役員 平成19年 同社 常務取締役常務執行役員 平成21年 同社 常務取締役常務執行役員営業統括本部副本部長 平成22年 当社 代理店営業推進部長 平成22年 当社 常務取締役代理店営業推進部長 平成24年 当社 常務取締役 現在に至る
取締役	林 俊勝 昭和33年11月5日生	昭和56年 富国生命保険相互会社入社 平成16年 同社 融資部長 平成21年 同社 経理部長 平成24年 同社 執行役員総合企画室長 平成24年 同社 取締役執行役員総合企画室長 現在に至る 平成24年 当社 取締役 現在に至る
取締役	竹田 徹 昭和25年7月27日生	昭和48年 富国生命保険相互会社入社 平成15年 同社 主計部長 平成16年 同社 経理部長 平成21年 当社 主計部長 平成21年 当社 取締役主計部長 平成23年 当社 取締役 現在に至る
取締役	萩 康之 昭和28年7月11日生	昭和52年 富国生命保険相互会社入社 平成17年 同社 契約保険金部長 平成18年 同社 契約管理部長 平成23年 当社 事務企画部長 平成23年 当社 取締役事務企画部長 現在に至る
取締役	三井 紀男 昭和30年2月11日生	昭和52年 安田生命保険相互会社入社 平成14年 安田ライフダイレクト損害保険株式会社 取締役代理店業務部長 平成17年 同社 執行役員 平成18年 同社 執行役員営業本部長 平成20年 富国生命保険相互会社 市場開発部参与 平成22年 当社 営業企画部長 平成23年 当社 取締役営業企画部長 現在に至る
取締役	角田 誠一 昭和30年2月26日生	昭和53年 富国生命保険相互会社入社 平成15年 フコク情報システム株式会社部長 平成18年 同社 取締役 現在に至る 平成20年 当社 取締役システム部長 平成22年 当社 取締役 現在に至る
取締役	小谷 基 昭和32年9月4日生	昭和56年 富国生命保険相互会社入社 平成17年 同社 総合企画室長 平成20年 当社 取締役経営企画部長 平成23年 当社 取締役総合企画部長 現在に至る
監査役	村山 良樹 昭和20年4月28日生	昭和44年 富国生命保険相互会社入社 平成13年 同社 取締役保険計理人兼主計部長 平成15年 同社 常務取締役 平成21年 同社 取締役常務執行役員 平成21年 同社 取締役専務執行役員 平成22年 同社 常勤顧問 平成20年 当社 監査役 現在に至る

役職名	氏名・生年月日	略歴
監査役	中鶴 正人 昭和31年12月24日生	昭和55年 富国生命保険相互会社入社 平成22年 同社 コンプライアンス統括部長 現在に至る 平成24年 当社 監査役 現在に至る
監査役(常勤)	矢崎 力 昭和26年10月24日生	昭和49年 富国生命保険相互会社入社 平成14年 同社 業務部部长 平成15年 同社 契約部部长 平成16年 同社 顧客サービス部部长 平成17年 同社 団体保険管理部部长 平成20年 当社 監査役 現在に至る

I-9 会計参与の氏名または名称

会計参与は設置していません。

I-10 従業員の在籍・採用状況

区分	平成22年度末 在籍数	平成23年度末 在籍数	平成22年度 採用数	平成23年度 採用数	平成23年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	164名	183名	21名	31名	47.0歳	3.4年
(男子)	(119)	(137)	(15)	(22)	(49.2)	(3.3)
(女子)	(45)	(46)	(6)	(9)	(40.4)	(3.5)
(総合職)	(155)	(183)	(21)	(31)	(47.0)	(3.4)
(一般職)	(9)	—	(0)	—	—	—
営業職員	—	—	—	—	—	—
(男子)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(女子)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

I-11 平均給与(内勤職員)

(単位：千円)

区分	平成23年3月	平成24年3月
内勤職員	453	451

(注)平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

I-12 平均給与(営業職員)

該当ありません。

II 主要な業務の内容

生命保険業

- ① 生命保険の引受け
個人保険および団体保険の引受けを行い、約款にしたがい保険金・給付金等の支払を行っております。
- ② 資産の運用
保険料として収受した金銭等の資産を国内公社債を中心に安全かつ健全に運用しております。

Ⅲ-1 リスク管理態勢について

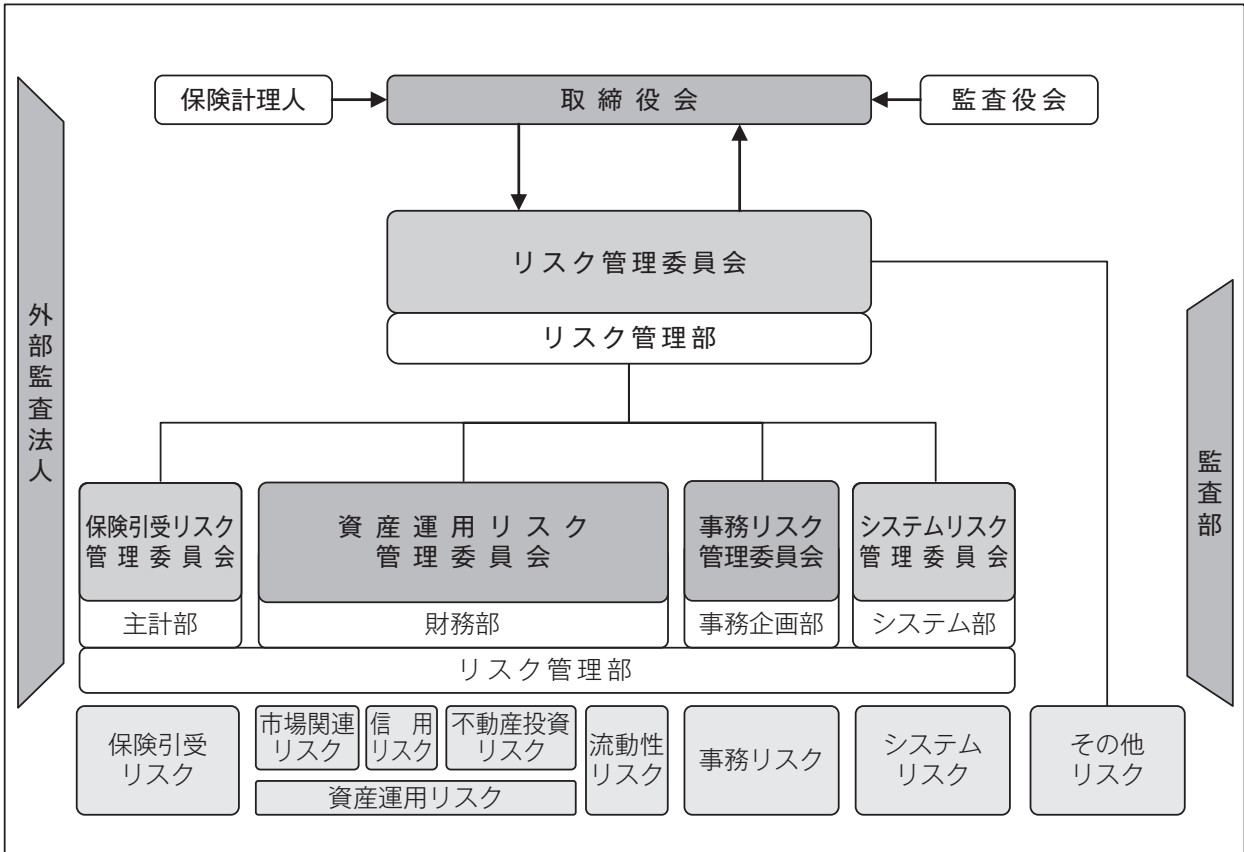
(1)基本方針

当社は、お客さまに対して、長期にわたり安定的に生命保険契約を通じた保障を提供することが生命保険会社の基本的な業務であるとの認識のもと、生命保険事業を取り巻くリスクに対して適切に対処し、財務の健全性の維持・向上を図っていかねばならないと理解しております。当社では以下に記載のとおり、経営陣が自らリスク管理に携わるなど、実効的なリスク管理に取り組んでいます。

(2)リスク管理体制

当社では、取締役会で定められた「リスク管理に関する基本方針」にもとづき、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスクを統括的に管理しております。また、各リスクの特性に応じて「保険引受リスク管理委員会」、「資産運用リスク管理委員会」、「事務リスク管理委員会」、「システムリスク管理委員会」を設置し、専門的に管理しております。各委員会は、各リスクを担当する取締役が委員長に就任するとともに、担当部署が事務局を務めるなど、委員長と事務局ならびに委員を適切に選任することにより、リスク管理の実効性と牽制機能の確保に努めているなど、実効的なリスク管理体制を確保しております。統括的リスク管理部署であるリスク管理部は、全ての委員会に関与することで、リスクを統括する態勢を構築しています。

リスク管理体制 概略図



(平成24年7月1日現在)

① 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクです。

当社では、将来収支予測や第三分野保険における保険事故発生率の事後検証(ストレステスト・負債十分性テスト)を行い、責任準備金の積立水準が適切であることを確認しているほか、各種保険事故発生率に関する自社統計を定期的に取り、その結果をもとに保険料率算定時の計算基礎が適切であったかどうか、また実際の保険事故発生率や金利水準が当初の想定から大きく乖離していないかなどを検証しております。

検証結果にもとづき、必要に応じて保険料率の改定、保険契約引受基準の見直し、再保険の活用などの対応を行っております。再保険会社の選定にあたっては、財務的な健全性をもった信用力の高い保険会社とすることを基本方針に掲げ、主要格付機関の格付けなどをベースに再保険先の信用力・担保力の評価を行っております。

② 資産運用リスク管理

生命保険事業は公共性の高い事業であり、また、お客さまの大切な財産をお預かりしているという観点から、資産運用は、安全かつ有利な運用を基本原則としています。当社では、個々の資産がもつリスク特性や収益特性を考慮した効率的な投資を実現するためにはリスク管理が極めて重要であることから、資産運用に関するリスク管理に努めています。

具体的には資産運用リスク(市場関連リスク、信用リスク)の状況を定期的に把握・監視しながら、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しています。

なお、当社ではバリュー・アット・リスク(VaR：注)を用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しています。

(注)バリュー・アット・リスクとは、過去の実績にもとづいて統計学的に算出した、一定期間内に生じる可能性のある最大損失予想額のことです。

イ. 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利リスク、有価証券などの価格変動リスク、為替リスクの3つのリスクからなります。

当社では、VaRによる管理を行っているほか、保有制限や損失額の増大を防止するためのルール(ロスカット(損切り)ルール)を定め、管理しています。

ロ. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、オフバランス資産を含む資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

当社では、有価証券等の運用資産に対しましては、同一企業や同一企業グループへの与信集中を避けるほか、低格付有価証券の保有の抑制に努めています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクもしくは市場流動性リスクにより、損失を被るリスクです。

当社では、資金の出入状況の管理を行うとともに、流動性資産(現預金・コールローン・その他短期運用資産(預金性格の資産、3カ月以内に償還の債券等))を一定額以上確保しています。

④ 事務リスク管理

事務リスクとは、役員、社員および保険募集人が正確な事務を怠る、または事故・不正などを起こすことにより会社、顧客、代理店、その他の者が損失を被るリスクです。

当社では、事務基準などを規定化・マニュアル化しており、役職員はそれらに従った正確かつ迅速な事務を行うこととしております。また、自部門内における相互検証が制度化されているほか、監査部門による内部監査にて事後検証を実施するなど、内部相互牽制機能が正常に働くよう体制を整備しています。

⑤ システムリスク管理

システムリスクとは、情報システムの安全性・信頼性に関するリスク、情報システムの有効性・効率性に関するリスク、または情報システムの不正使用など遵守性に関するリスクにより、損失を被るリスクです。

Ⅲ 保険会社の運営

当社では、インターネットや社内PCを接続するネットワークに関するリスク管理対策として、ファイアーウォールの設置や個人使用PCの暗号化などを実施しており、フロッピーディスク等の外部媒体への書き出しを制限するなど、コンピュータに記録された情報の漏洩・破壊・改ざんの防止に努めています。

なお、当社では定期的に情報システムに対する外部監査を実施し、外部専門家の客観的な点検・評価を受けることにより、システムリスク管理レベルの向上を図っています。

⑥ その他のリスクの管理

その他のリスクとは、地震・風水害などの自然災害、テロ・脅迫などの人的災害、もしくは大規模停電・通信障害などの技術的災害などの発生により、業務の継続が困難となるリスク、ならびに、企業情報もしくは個人情報の漏洩、法令などの違反、風評の発生などにより、業務の運営が阻害されるなど経営に影響が生じるリスクです。

当社では、リスク管理委員会の管下で直接管理することを定めており、リスクに対しいち早く対応・処理を行うだけでなく、大規模な災害などの発生時においてもお客さまからのお問い合わせやご請求などに対し迅速に対応可能な体制の整備に努めています。

Ⅲ-2 コンプライアンス(法令等遵守)推進態勢について

(1)基本方針

当社は、生命保険業が広く経済・社会に貢献していく高い公共性を有し、重大な責務を負っているとの認識のもと、法令および諸規程など、ならびに社会規範および企業倫理などを厳格に遵守することが重要であることに鑑み、取締役会において「コンプライアンスに関する基本方針」を定めてコンプライアンスを意識した事業活動を行うためのコンプライアンス推進態勢を構築しております。また、取締役会において「フコクしんらい生命行動規範」を定め、役職員がコンプライアンスを実践するための指針としております。

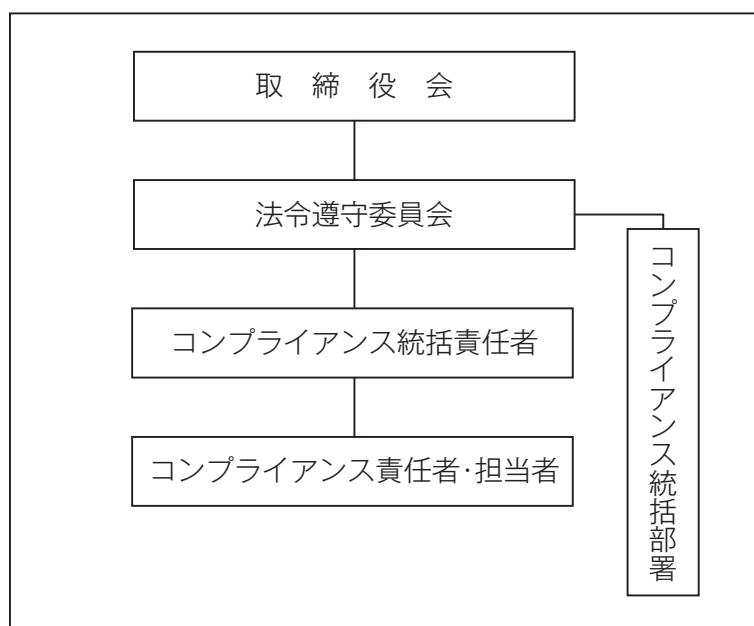
(2)推進態勢

当社では、法令等遵守態勢を以下のとおりとし、効率的かつ実効性のあるコンプライアンス推進態勢の整備・強化を図っております。

① 組織体制

社長が委員長となり、常勤の取締役および部長で構成される「法令遵守委員会」は取締役会の委任を受け、法令等遵守状況を把握するとともに、コンプライアンスの推進に関する事項(コンプライアンス推進体制、コンプライアンス・プログラムの策定、コンプライアンス・マニュアルの改訂など)を審議し、コンプライアンスの推進を図っています。同委員会の事務局は、コンプライアンス統括部署であるコンプライアンス統轄部が担当しており、全社的なコンプライアンスの指導および指示を行っております。

また、本社各部署においては、コンプライアンス推進の責任者(コンプライアンス責任者)と実務担当者(コンプライアンス担当者)が社長(コンプライアンス統括責任者)の統括のもと、コンプライアンスを実践・推進しています。



② コンプライアンスの推進

コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンスに関する方針、社内規程、関係法令などの解説や留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルを毎年改訂・配布しています。

また、コンプライアンス・プログラムにもとづき、階層別・所属別コンプライアンス研修を定期的に実施して、コンプライアンス意識や知識の向上を図っています。

一方、コンプライアンスに関する職員からの質問や相談、不適正事象の通報を受け付ける「コンプライアンス相談窓口」を設けて現場の声を吸い上げることにより、不適正な事象の早期発見と適正かつ迅速な対応を図るとともに発生防止に努めています。

Ⅲ-3 第三分野保険の責任準備金の十分性の確認について

(保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る)の合理性および妥当性)

医療保険などのいわゆる第三分野保険は、医療政策等の外的要因の影響を受けやすく、将来の給付金等の支払について不確実性を有していると考えられています。そのような第三分野保険の特性を踏まえて、法令および社内規程に定める方法によって定期的にストレステストを実施し、あらかじめ設定した予定発生率が十分にリスクをカバーしているかを確認しております。

(1) テストの概要

当社ではストレステストの実施にあたり、過去の保険事故発生率等の実績にもとづいて将来10年間の発生率に関するリスクの99%をカバーする発生率(危険発生率Aという)と、97.7%をカバーする発生率(危険発生率Bという)を統計的手法により予測しています。この危険発生率Aおよび危険発生率Bを用いて将来の給付額を計算し、それらが保険料計算における予定発生率を用いて計算された将来の給付額を超過していないかを確認しています。

危険発生率Aによる将来の給付額が予定発生率による将来の給付額より大きい場合は、危険準備金を積み立てます。さらに、危険発生率Bによる将来の給付額が予定発生率による将来の給付額より大きい場合は、危険準備金を積み立てるとともに負債十分性テストを実施します。

(2) テストの結果

平成23年度決算におけるストレステストの結果、危険準備金の積み立ては不要であり、負債十分性テストの実施も不要となりました。

なお、危険発生率の設定方法やテスト結果については、社内規程にもとづき、算定部署から独立している保険引受リスク管理委員会において、その合理性および妥当性について確認し、牽制機能を確保しております。

◇ ストレステストの結果

(単位：百万円)

	平成22年度末残高	平成23年度末残高
危険準備金	9	—

Ⅲ-4 金融ADR制度について

当社では、保険業法に定める指定紛争解決機関として金融庁から指定を受けた社団法人生命保険協会(以下、生命保険協会)と手続基本契約を締結しました。

なお、生命保険協会に設置された「生命保険相談所」がその業務を行うこととなります。

<指定紛争解決機関制度>

指定紛争解決機関制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)の中核となる制度であり平成22年4月に導入され、平成22年10月に各金融機関と指定紛争解決機関との契約締結が行われました。

指定紛争解決機関では保険契約者等からの相談もしくは苦情の申出、または保険契約者等もしくは生命保険会社からの紛争の申立があったとき、これに応じて公正・中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理を行うことによって生命保険に対する一般の理解と信頼を深め、保険契約者等の正当な利益の保護に資することを目的としています。

「生命保険相談所」では、生命保険に関するさまざまなご相談や苦情、ご照会をお受けし、お客さまの疑問やお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスをいたします。また、生命保険会社に対し、解決の依頼や和解の斡旋などを行います。生命保険会社と契約者等との間で十分な話し合いをしても問題が解決しない場合、「裁定審査会」に裁定申立てをしていただくことで、「裁定審査会」が公正・中立な立場で審理・裁定し和解案を提示することになります。

詳しくは、生命保険協会のホームページをご覧ください。

(社)生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

Ⅲ-5 個人データ保護について

当社は、お客さまから信頼される保険会社であるために個人情報の取り扱いが重要であることを認識し、個人情報保護法その他の関連法令・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、今後とも個人情報を適正に取り扱うとともに保護に努めてまいります。

当社では、個人情報に関する方針として「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」を定めるとともに、お客さまからお預かりしている個人情報の取り扱いルールとして各種規程を定め、お客さまからの個人情報に関するご相談・お申出に迅速かつ適正に対応できるよう努めております。

プライバシーポリシー フコクしんらい生命個人情報保護方針

■ 当社の個人情報に関する取り扱いについて

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また生命保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインや（社）生命保険協会の指針（生命保険業における個人情報保護のための取扱指針）を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び（社）生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の取り扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し改善いたします。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、下記の目的に必要な範囲内で利用します。また、利用目的は、ホームページ等により公表するほか、重要事項説明書等に掲載します。さらに利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に、原則として書面等により通知し、またはホームページ等により公表します。その他の目的に利用することはありません。

- (1) 当社の商品の販売・サービスの提供、契約の維持・管理。当社の商品・サービスは次のとおりです。
 - ・生命保険及びこれに付帯・関連するサービス
- (2) 当社のグループ会社・提携先企業における商品・サービス（損害保険、セミナー、コンサルテーション）の案内・提供
- (3) 保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます）
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 代理店等販売網の新設・維持管理、社員採用等に関する業務
- (6) その他保険に関連・付随する業務
- (7) グループ会社との共同利用

当社は、当社のグループ会社及び提携先企業が取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

[1] 個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容

[2] 管理責任者：当社

(8) 情報交換制度

[1] 保険契約等に関する情報の共同利用制度

当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また不正な保険金請求を防止するために生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては（社）生命保険協会のホームページ（契約内容登録制度、契約内容照会制度、支払査定時照会制度）をご覧ください。

[2] 生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度

当社は、生命保険代理店・募集人等の適切な監督や当社の職員採用等のために、生命保険会社との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、当社は、生命保険代理店への委託等のために、（社）生命保険協会が実施する生命保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、（社）生命保険協会のホームページ（募集人登録情報照会制度、合格情報照会制度、退社者情報登録制度）をご覧ください。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合

- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
- ・生命保険会社等の間で共同利用を行う場合

4. 信用情報の取り扱い

当社は、信用情報に関する機関(資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、保険業法施行規則第53条の9に基づき、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用しません。

5. センシティブ情報の取り扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、次の場合を除き、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報(以下「センシティブ情報」といいます)を取得、利用または第三者に提供しません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、原則として書面による本人の同意に基づき、業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者に提供する場合
- (2) 上記のほか、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条第1項各号に掲げる場合

6. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応させていただきます。

7. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等または利用停止等に関するご請求については、下記のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。ご請求者をご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の書式に必要事項をご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。なお、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。詳細につきましては、当社の「保有個人データに関する事項」をご覧ください。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

8. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。
当社の個人情報の取り扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は下記までお問い合わせください。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客様サービス室

TEL 0120-700-651 ※通話料無料

受付時間：9:00～17:00

(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

所在地：〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1

ホームページ<http://www.fukokushinrai.co.jp>

当社は、認定個人情報保護団体である(社)生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

(社)生命保険協会 生命保険相談室

電話：03-3286-2648

所在地：〒100-0005：東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

ホームページ<http://www.seiho.or.jp>

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する基本方針・取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

また当社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

なお、安全管理措置に関するご質問については、上記の当社のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

Ⅲ-6 勧誘方針について

フコクしんらい生命保険株式会社では、お客さまのご期待にお応えできるより良い商品・サービスを提供し、お客さまからの信頼にお応えするために勧誘方針を次のように定めました。

1. ライフスタイルに合ったより良い商品・サービスを提供いたします

お客さまのライフスタイルに合ったより良い商品・サービスの提供を行うために、勧誘にあたってはコンサルティング活動を通じて、適切な情報の提供をするとともに、お客さまのご意向と実情に配慮した勧誘を行います。特に未成年者の方を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクを排除する観点から適切な勧誘に努めます。

2. 契約内容を十分に説明し、ご理解いただいた上でご契約いただきます

お客さまへの勧誘に際しては、お客さまのご意向に沿って、時間・場所等に十分に配慮するように努めます。また、お客さまからご契約のお申し込み等をお受けする際には、ご契約に関する重要事項を書面で説明し、ご理解、ご納得していただいた上でご契約いただきます。特にご高齢のお客さまには十分にご理解頂くよう配慮した勧誘に努めます。また、市場リスクを伴う商品については、そのリスクの内容について適切な説明に努めます。

3. お客さまに関する情報は厳正に取り扱います

お客さまのプライバシーを保護するため、業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた「プライバシーポリシー」に則り、厳正に取り扱います。

4. 募集ルールに合った適正な販売を行います

金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、保険業法等、各種法令等を遵守して適正な販売を行います。事実でない情報をお伝えしたり、将来において不確定なことがらについて断定的な説明は行いません。

Ⅲ-7 反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

当社では、反社会的勢力との関係を排除・遮断するとともに、不当要求に対して断固たる姿勢で臨むための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役員・社員、ご契約者さま等への被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性・健全性を確保することを目的として、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を以下のとおり定めています。

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

1. 目的

この反社会的勢力による被害を防止するための基本方針（以下、「本方針」といいます。）は、反社会的勢力との関係を排除・遮断するとともに、不当要求に対して断固たる姿勢で臨むための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役員・社員、ご契約者さま等への被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性・健全性を確保することを目的とします。

2. 定義

「反社会的勢力」とは、暴力・威力・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人のことをいい、いわゆる暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等に加え、暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求を行う集団または個人も含まれます。

3. 原則

当社は、「1. 目的」を達成するため、以下の原則を遵守します。

(1)取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力と一切の関係をもちません。また、反社会的勢力と知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点またはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消します。

(2)裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対し、理由の如何に関わらず、裏取引や資金提供を行いません。

(3)組織としての対応

当社は、反社会的勢力から不当要求がなされた場合、対応をその不当要求事案に関わる担当者や担当部署のみに任せることなく、代表取締役等の経営陣以下、組織全体として対応します。

(4)外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(5)有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、何らかの被害を受けた場合は積極的に被害届を提出するなど刑事事件化を躊躇しません。

4. 体制の整備

当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、当社における一元的な管理態勢の整備および運用を統括する部署を設置し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援する体制を構築します。

IV 直近事業年度における事業の概況

IV-1 直近事業年度における事業の概況

(1) 経営環境

平成23年度のわが国経済は、東日本大震災からの復興に向けて動き出しましたが、円高や電力不足、タイの洪水による生産活動の停滞などにより、足踏み状態がしばらく続きました。しかし、年明け以降、日銀による追加金融緩和などをうけ、再び緩やかな回復過程に戻りました。

金融資本市場については、年度の半ば以降、欧州債務危機の深刻化や海外経済の減速懸念により不安定な状況が続きました。年度末にかけては、各国・地域の金融緩和の推進、ギリシャ債務削減問題の進捗や海外経済に対する減速懸念の後退をうけ、若干落ち着きを取り戻しつつありますが、依然として不透明感の強い状況です。

長期金利の代表的指標である10年国債利回りは、一時1.3%台まで上昇しましたが、8月以降は1%前後で推移しました。為替レートについては、円高が進行し、対ドルでは10月下旬に75円台の最高値を更新し、対ユーロでは1月に100円を割り込みました。しかし、年度末にかけては日銀が金融緩和を推進する姿勢を明らかにしたことなどにより円高が調整され、対ドルは前年度末とほぼ同水準となる82円台、対ユーロは109円台で年度末を迎えました。株価については、欧州債務危機の深刻化などにより急落し、8月以降、日経平均株価は概ね8千円台で推移しました。しかしながら、2月以降、ギリシャ債務削減問題の進捗や円高が調整されたことにより上昇に転じ、前年度末を上回る10,083円で年度末を迎えました。

一方、生命保険業界では、東日本大震災に対して生命保険協会が生命保険の加入状況の確認が困難なお客さまのための契約照会制度である「災害地域生保契約照会制度」の創設などの取組みを行い、さらに全社がお客さまの安否確認活動に重点的に取り組むなど、保険金・給付金等の簡易迅速な支払いに努めるとともに、お客さまからのお問い合わせやご照会に親身に応えるよう努めました。その結果、生命保険業界全体での平成24年3月30日時点における保険金のお支払件数および金額は、20,075件、1,529億円となりました。

金融機関による保険販売に関しては、引き続き一時払終身保険など定額型の保険商品の販売が好調に推移しました。また、9月には金融庁より、融資先募集制限規制など金融機関による保険募集に係る弊害防止措置を見直す法令等が公表され、平成24年4月1日から施行ないし適用されることとなりました。

(2) 事業の経過

こうした経営環境のもと、当社は東日本大震災への対応を最優先の経営課題ととらえ、全役職員が被災されたお客さまの立場に立った親身な対応および簡易で迅速な保険金・給付金等のお支払いなどの実現に努めました。具体的には、保険料払込猶予期間の延長、契約者貸付における特別金利の適用などの各種特別取り扱いの実施や、継続的かつ多面的なアプローチにより被災されたお客さまの安否確認に努めました。その結果、平成23年度末には、岩手県、宮城県および福島県の3県の99.95%の契約において、お客さまの安否確認が完了しております。

また当社は、引き続き代理店チャネルによる保険販売を専門とする保険会社として、金融機関代理店チャネルと業務提携先である共栄火災海上保険株式会社の損害保険代理店を中心とした一般代理店チャネルを事業の柱として経営を展開してまいりました。

金融機関代理店チャネルによる保険販売については、親会社である富国生命保険相互会社と連携し、販売支援体制の強化に努め、全国の信用金庫をはじめとする金融機関代理店を通して、主に定額個人年金保険や一時払終身保険などの保険商品の提供を行いました。当年度においてはリスク管理の観点から、一時払商品の販売を信用金庫および一部地方銀行等のみにおいて行っているため、前年度比で収入保険料は減少していますが、フコクしんらい生命としてスタートした平成20年以降、同チャネルによる保険販売は堅調に推移しています。

一方、一般代理店チャネルによる保険販売については、共栄火災の損害保険代理店による生命保険・損害保険の併売を中心に展開し、4月に発売を開始した医療保険「医療自在FS」の販売が好調に推移しました。

さらに、お客さまにご安心を提供するため経営の健全性確保にも努めており、5月には財務基盤の一層の強化のために約110億円の増資を実施したほか、価格変動準備金および危険準備金の積み増しも行いました。

また、平成24年1月には、事業継続体制の強化および業容拡大への対応等を目的として、本社を東京都港区白金台から東京都新宿区西新宿へ移転することを決定いたしました。(平成24年5月7日付けで本社移転を行いました。)

今後も引き続き、経営理念である「一翼をになう存在をめざして」にもとづき、お客さまの生活をはじめ代理店などのパートナーやグループ企業の、延いては社会全体の一翼を担いようとする存在となるべく努めてまいります。

IV 直近事業年度における事業の概況

平成23年度における業績の概要および今後の当社が対処すべき課題は、以下のとおりであります。

(3)業績の概況

① 新契約高、減少契約高および保有契約高の状況および推移

個人保険および個人年金保険は、新契約高が4,218億円(前年度比31.9%減)、減少契約高が798億円(前年度比1.3%減)となり、保有契約高は2兆57億円(前年度末比20.6%増)となりました。

また、団体保険の保有契約高は4,571億円(前年度末比3.4%増)となり、個人保険および個人年金保険の保有契約高に団体保険の保有契約高を加えた保有契約高全体では2兆4,629億円(前年度末比16.9%増)となりました。

② 収支および資産運用の状況

収入面では、保険料等収入は3,610億円(前年度比33.7%減)となりました。また、資産運用収益は209億円(前年度比61.1%増)となり、その他経常収益を含めた経常収益は3,826億円(前年度比31.5%減)となりました。

支出面では、保険金等支払金は230億円(前年度比66.6%増)となり、責任準備金等繰入額は3,370億円(前年度比34.8%減)となりました。また、有価証券売却損の増加を主な要因として資産運用費用は増加し23億円(前年度比2,032.8%増)となりました。事業費が135億円(前年度比35.8%減)となり、その他経常費用を含めた経常費用は3,785億円(前年度比31.9%減)となりました。

以上の結果、経常利益は40億円(前年度比52.6%増)となりました。

経常利益に価格変動準備金繰入額22億円を含む特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税、法人税等調整額を加算減算した結果、当期純利益は5億円となりました。

なお、生命保険本業の期間収益を示す指標である基礎利益は39億円(前年度比44.7%増)となりました。

資産運用については、金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に資産の健全性を高めるよう努めています。平成23年度においては、資金の性格に鑑み安全性を基本としつつ、長期安定的な収益を確保できる資産構築を目指し国内公社債への投資を軸とした運用を行いました。運用収益の中心である利息及び配当金等収入は運用資産の増加により、前年度を54億円上回る182億円(前年度比42.4%増)となり、有価証券売却益27億円を加えた、資産運用収益は209億円(前年度比61.1%増)となりました。一方、資産運用費用は、有価証券売却損の増加を主な要因として増加し23億円(前年度比2,032.8%増)となりました。これらの結果、資産運用収支は57億円増加し、186億円となりました。

③ 資産・負債の状況

総資産(当社の勘定は全て一般勘定資産です。)は、前年度末から3,492億円増加し、1兆3,616億円(前年度末比34.5%増)となりました。主な内訳は、公社債1兆3,114億円であり、総資産構成比は96.3%であります。

責任準備金繰入額は3,370億円となり、当年度末の責任準備金の残高は1兆3,206億円(前年度末比34.3%増)となりました。なお、責任準備金のうち、保険料積立金は平準純保険料式により計算しております。また、価格変動準備金繰入額は22億円となり、当年度末の価格変動準備金の残高は26億円(前年度末比522.2%増)となりました。

(4)会社に対処すべき課題

お客さまの生活をはじめ社会の一翼を担いうる存在となるべく努めている当社では、引き続き東日本大震災により被災されたお客さまに対して、万全の対応を図るべく、お客さま基点をベースとして、保険金等のお支払いとご契約継続の両面で丁寧な取組みを行っていくことが重要な課題であると認識しています。

また、コンプライアンスの推進や適正なリスク管理などにより内部管理態勢の強化を図るとともに、お客さまや金融機関をはじめとする代理店へのサービスの充実などに取り組むことで、引き続き「企業品質の向上」に努めてまいります。

IV-2 契約者懇談会開催の状況

平成23年度は開催しておりません。

IV-3 「お客さま相談窓口」の設置とご相談・苦情のお申出状況

(1) 「お客さま相談窓口」の設置とご相談・苦情のお申出状況

当社では、お客さまサービス室にお客さま専用ダイヤルを設置し、お客さまのさまざまなご相談・ご要望にお応えしております。

また、「お客さまの声」を直接会社に届けていただくことを目的とし、「お客さまの声はがき」を新契約の保険証券お届け時に同封しています。

平成23年度のご相談・苦情の状況については、次のとおりです。

ご相談・苦情のお申出件数

主なお申出の項目	平成23年度			平成22年度		
	相談	苦情	合計	相談	苦情	合計
1. 新契約(商品内容、資料請求等)	5,153	432	5,585	5,033	319	5,352
2. 収納関係(保険料の払込み等)	1,229	80	1,309	1,014	40	1,054
3. 保全関係(住所変更、解約、契約者貸付等)	7,573	259	7,832	5,149	132	5,281
4. 保険金・給付金関係(請求及び支払等)	3,960	84	4,044	1,248	24	1,272
5. 税金・控除証明等	1,929	597	2,526	2,554	47	2,601
6. その他	5,798	102	5,900	1,257	178	1,435
合計	25,642	1,554	27,196	16,255	740	16,995

※平成23年度は、東日本大震災の関係、また、保有契約の増加とともに保険給付に関する相談が増加しました。

苦情については、お客さまの誤解や勘違いであっても苦情(不満足の表明)としてより厳正に取扱うことにより、平成22年度に引き続き大幅に件数が増加(倍増)しました。

(2) お客さまの声を活かした取組み(苦情からの改善事例)

当社では、「お客さまの声」を幅広く取り入れ、お客さまの立場に立った業務の改善に活かす取組みを最重要課題と位置付けています。お客さま専用ダイヤルや代理店などによせられたご意見・ご要望、更に苦情も含めて当社の貴重な財産と認識し、お客さま満足度の高い企業へ向けた取組みに反映させるよう努力しています。「お客さまの声」を活かして、平成23年度中に業務改善した事例をご紹介します。

★お客さまの声：一時払の新規契約に加入したが、生命保険料控除証明書の発送が遅い。

⇒改善事項：10月の一斉送付後に生命保険にご加入されたご契約者の生命保険料控除証明書については、月に1回、当社の所定の日に作成し送付しております。契約日によっては1ヵ月以上お待たせさせることもありましたが、今般、このような申し出を踏まえ、一時払のご契約については、ご契約が成立した後、すみやかに生命保険料控除証明書を作成し送付することとしました。これにより一時払の新規ご契約者にいち早く生命保険料控除証明書をお届けできることになりました。

★お客さまの声：ご契約内容のお知らせの中に入院給付金に関しての説明文書が入っている。自分の保険は特約が付いていない。勘違いするので送らないでほしい。

⇒改善事項：「各種手続きのご案内」は、保険金等請求の未請求確認、および、受取人変更などの手続き方法のご案内です。お申し出のとおり、ご加入の保険種類によっては入院給付金などの特約をまったく付加できないもの、付加していないものなども混在しますが、内容が多岐にわたるため一般的な手続き案内とさせていただきますが、平成23年度発送分から入院給付金などの特約が付加できない銀行窓口販売契約専用の「各種手続きのご案内」を別途作成しご契約内容のお知らせの中に同封しました。

IV-4 ご契約者に対する情報提供の実態

(1) 経営活動に関する情報提供

① ディスクローチャー誌等による情報提供

経営の内容に関する現状のご報告資料として、「フコクしんらいレポート」(本誌)を毎年作成しております。本誌は、当社本社ならびに主要な代理店に常時備え置くとともに、生命保険協会など関係機関へも配付しております。さらに、本誌を当社インターネットホームページにも掲示し、広く閲覧いただけるよう対応しております。

また、ご契約者へ年1回ご送付しております「ご契約内容のお知らせ」とともに、直近の主要業績の内容等を記載した小冊子「営業のご案内」をお送りしています。

② インターネットホームページによる情報提供

当社では、インターネットホームページを通じて、取扱商品のご案内、経営内容に関する情報提供等を行っております。経営全般に関する情報などは「ニュースリリース」として、当社業務にかかわる情報などは「トピックス」として、随時情報発信を行っております。

(ホームページアドレス…<http://www.fukokushinrai.co.jp/>)

(2) ご契約に関する情報提供

① ご契約前の情報提供

個別商品に関する特長やしぐみについては、パンフレット、契約概要、保険設計書にてご説明しております。ご契約の際には、ご確認いただきたい重要事項について平易に解説した「ご契約のしおり・約款」をお渡しし、注意喚起情報・お客さまの個人情報に関する重要事項についてご確認いただくとともに、「意向確認書」を用いて、お申し込みいただく保険商品がお客さまのご意向(ニーズ)に合致するものであることを保険契約の締結前に最終的にお客さまにご確認いただくことしております。



IV 直近事業年度における事業の概況

② ご契約後の情報提供

ご契約締結後は、次のような情報提供を行っております。

保険料のお払い込みに関するお知らせ	・ 保険料口座振替についてのご案内(年払、半年払) ・ 生命保険料再請求のお知らせ ・ 保険料お立替えのご案内
保険契約の状況に関するお知らせ	・ ご契約内容のお知らせ ・ 保険契約失効のご案内 ・ 保険期間満了のお知らせ ・ 保険契約更新のご案内
貸付金等に関するお知らせ	・ 利息繰入れのご案内
満期に伴う返戻金に関するお知らせ	・ 満期に伴う返戻金のご案内
その他	・ 保険料控除証明書

③ ご契約内容等に関する情報提供

ご契約者からのご照会につきましては、「お客さまサービス室」で対応いたします。

ご契約内容はもとより、解約返戻金等の試算、貸付金の残高等、ご契約に関するさまざまな内容・お手続きについてご照会いただけます。

<お客さまサービス室>

電話番号：0120-700-651 (通話料無料)

受付時間：9:00～17:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

IV-5 商品に関する情報およびデメリット情報の提供の方法

保険契約者が、生命保険商品および制度についてご存じなかったことにより、不利益を被ることがないように、保険契約者に是非ご理解いただきたい情報につきましては、ご契約の際にお渡しする「ご契約のしおり・約款」および「注意喚起情報」に記載しております。主なものは次のとおりです。

クーリング・オフ制度 お申込者または保険契約者は、お申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「申し込みの撤回等」といいます。)について記載した書面を交付された日とご契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面(郵送)により申し込みの撤回等を行うことができます。

ただし、保険会社の指定した医師の診査を受けた場合や法人を保険契約者とする保険契約などの場合は、クーリング・オフの取り扱いはできません。

告知義務・告知義務違反 保険会社にご契約を引き受ける場合、お客さまに過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態、ご職業などについて書面(告知書)にておたずねし、ありのままを正確にもれなくお知らせいただくことになっております。これを告知義務といいます。

告知をされる際に、事実と異なることを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。

保険金・給付金などが支払われない場合 ご契約が継続していても保険金や給付金などが支払われない場合があります。たとえば、①被保険者が契約日または復活日から3年以内に自殺したとき②保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき③戦争その他の変乱によって死亡したとき(ただし、死亡した被保険者の数によっては全額または削減して支払うことがあります。)などの場合には、保険金や給付金などは支払われません。

ご契約の失効 保険料のお払い込みがなく、お払い込みの猶予期間を過ぎた場合、猶予期間の満了日の翌日からご契約は効力を失います。この場合、保険金・給付金などが支払われなくなります。

なお、ご契約の保険種類によっては、保険料のお払い込みがなく、お払い込みの猶予期間を過ぎた場合でも、特に反対のお申し出がない限り、解約返戻金の範囲内で自動的に保険料を立て替え、ご契約を有効に存続させる制度があります。

解約返戻金 ご契約が解約された場合などに、保険契約者にお支払いする返戻金をいいます。生命保険では、お払い込みいただいた保険料のうち、一部は保険金等の支払いに、一部はご契約を管理する費用等に充てられており、解約されますと解約返戻金は多くの場合、払い込んだ保険料より少なく、特に短期間ですと解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかな額となります。

IV-6 代理店教育・研修の概略

1. 代理店教育の基本的考え方

当社では、「フコク生命グループ」として、生保販売の推進によるお客さまへの利便性の提供およびサービスの拡充が重要な課題であると考えております。

このような認識のもと平成23年度は、金融機関を中心とした代理店に対し、継続的・定例的に「教育・研修の場」を提供していくための業務支援を行いました。

現状の市場環境の中で、資質の高い販売技術を習得するために、またその技術を実際のセールス場面で即日実践するために、代理店の知識面や技術面の強化をはかり、お客さまからの信頼をより強固なものにしてまいります。

2. 業界共通教育

初めて代理店(募集人)となるには、所定の研修を受け、その後生命保険協会が実施する一般課程試験に合格し、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。当社では、業界共通教育カリキュラムにもとづき、一般課程試験の合格に向けた「登録前研修」と、実践販売の基礎を習得する「登録後研修」を実施しています。

その後、段階に応じて、専門・応用・大学各課程試験への取り組みを推進し、より幅広い知識と販売技術の向上を目指すよう指導しています。

また、生命保険協会にて平成21年4月より、生命保険募集人が募集活動を行うにあたり、「法令等遵守・お客さま重視」の視点を持ち続けていくために、毎年継続・反復的に教育を受けていく仕組みとして「継続教育制度」が新設されました。当社では、継続教育標準カリキュラムにもとづき、より効果的な研修体系を用意し、募集人の資質向上への取り組みを推進しています。

3. 当社独自研修

(1)金融機関代理店向け研修

全国の信用金庫に対して、フコク生命千葉ニュータウン研修センターにおいて、各種の研修会を実施しております。

① 新任窓販実務者研修

金庫本部の新たに実務担当者となられた方を対象に、商品・事務・コンプライアンスに係る基本的な知識等の習得を通じ、生保窓販の全体像を把握する研修会です。

平成23年度は1回実施し52金庫54名が参加されました。

② 生保窓販トレーナー研修

金庫本部の生保窓販担当部門の役席者・責任者の方を対象に、他金庫との情報交換等を通じ、生保窓販推進に役立つ知識や情報を得る研修会です。

平成23年度は1回実施し43金庫45名が参加されました。

③ 監査・検査部門担当者研修

金庫本部の監査・検査部門および生保窓販担当部門の役席者・責任者の方を対象に、外部講師(弁護士等)による講演や他金庫との情報交換等を通じ、コンプライアンスおよび監査・検査時の課題・ポイントを理解する研修会です。

平成23年度は1回実施し83金庫96名が参加されました。

(2)一般代理店向け研修

業界共通教育に加え、以下項目のスキルアップに向けた研修を実施しております。

① アプローチ(ニーズの顕在化)

ニーズ喚起の手順、フコクしんらい生命商品、法人へのアプローチ、新契約事務、保全・収納の知識、コンプライアンス

② ファクトファインディング(情報収集、情報提供)

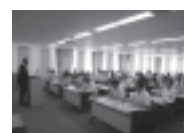
生命保険と税金、実践的訴求方法、公的年金制度、公的医療制度、隣接業界の動向、保険証券の分析方法、ライフプランニング、顧客情報取得の重要性

③ プレゼンテーション(提案)

金融資産の運用と設計、生命保険を活用した相続対策、事業承継対策、提案書作成実務、タックスプランニング

④ クロージング(購入決断)

クロージングと紹介セールス、コンプライアンス、新契約・保全手続き



IV-7 新規開発商品の状況

当社では、平成8年10月の開業当時から、お客さまの多様なニーズにお応えすべく豊富な商品ラインナップを取り揃え、個々のお客さまによりフィットした自由な商品設計をご提供できるよう努力しております。

- ① 企業・団体の弔慰金・死亡退職金等を確かなものとし、福利厚生制度の充実にお役立ていただくための総合福祉団体定期保険(平成8年12月)
- ② 期間の経過とともに責任が増加するというお客さまのために、保険料が一定で保障額が逡増していく逡増定期保険(平成9年10月)
- ③ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約を長期に継続することを支援する5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険および無配当低解約返戻金型終身保険(平成12年5月)
- ④ 病気やケガで入院したとき、入院日数に応じて給付金を支払う無配当医療保険(平成13年1月)
- ⑤ お申し込みの際に告知や診査を不要とした低解約返戻金型終身保険(無選択型)(平成15年12月)
- ⑥ 保障を月額で考え、合理的な保障内容をご提供する収入保障保険(平成16年9月)
- ⑦ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約を長期に継続することを支援する低解約返戻金型長期定期保険(平成17年7月)
- ⑧ 金融機関窓口販売商品として、資産形成や老後の資金ニーズにお応えする3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険(平成20年4月)
- ⑨ 金融機関窓口販売商品として、加入時の金利情勢に応じた積立利率により増加した積立金額にもとづき、所定の年金をお支払いする積立利率変動型個人年金保険(平成20年6月)
- ⑩ 所定の悪性新生物(がん)と診断されたときに保険金を前払いするがん保障定期保険特約(平成20年10月)
- ⑪ 収入保障保険のバージョンアップ型として、解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約を長期に継続することを支援する低解約返戻金型収入保障保険および低解約返戻金型収入保障特約(平成21年4月)
- ⑫ 余命6カ月以内と判断された場合に所定の保険金をお支払いするリビング・ニーズ特約のバージョンアップ型として、お支払いの対象となる保険種類の範囲をより拡大したリビング・ニーズ特約(2009)(平成21年4月)
- ⑬ 「1日以上入院」、「公的医療保険制度上の手術」、「生活習慣病」や「先進医療」に対する保障を用意するなど、最新の医療の現状に対応した解約返戻金抑制型医療保険(平成23年4月)

IV 直近事業年度における事業の概況

IV-8 主な保険商品一覧(平成24年4月現在)

(1) 主な個人向け商品

④ 契約年齢の範囲内でも、ご契約内容などによりご加入いただけない場合があります。

【金融機関の窓口でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
セカンドライフのための備えをお考えの方に	3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険	しんきんらいふ年金FS フコクしんらい定額年金	0歳～80歳
	積立利率変動型個人年金保険	しんきんらいふ年金FS (積立利率変動型)	0歳～85歳
もしものときの備えを生涯にわたり確保したいとお考えの方に	5年ごと利差配当付終身保険 (一時払型)	しんきんらいふ終身FS	15歳～85歳
		フコクしんらい終身保険	
もしものときの備えと悪性新生物(がん)になったときの備えをお考えの方に	がん保障定期保険特約付定期保険	がん保険金付定期保険	15歳～70歳

※取扱商品は金融機関により異なる場合があります。

【一般代理店(金融機関以外の代理店)等でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
もしものときの備えを生涯にわたり確保したいとお考えの方に	5年ごと利差配当付終身保険 終身保険	終身保険	15歳～75歳
	5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険	NOぶろぶれむ	15歳～70歳
	低解約返戻金型終身保険		
年齢等の理由で保険加入をあきらめていた方に	長寿祝金支払特則付低解約返戻金型終身保険(無選択型)	ご長寿万歳	60歳～80歳
もしものときの備えを割安な保険料で確保したいとお考えの方に	定期保険	だいじょうぶ	6歳～75歳
	低解約返戻金型長期定期保険	低解約返戻金型 長期定期保険	
	通増定期保険	通増定期保険	15歳～75歳
もしものときの毎月の生活資金を確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型収入保障保険	守ってあげたいFS	15歳～75歳
保障と財産の形成を同時にお考えの方に	5年ごと利差配当付養老保険	充実樹	3歳～75歳
	養老保険		
セカンドライフのための備えをお考えの方に	5年ごと利差配当付個人年金保険	歳々・楽々	16歳～65歳
お子さまの教育資金等の準備をお考えの方に	5年ごと利差配当付子ども保険	成長樹	被保険者： 0歳～9歳 保険契約者： 20歳～60歳
もしものときの備えと悪性新生物(がん)になったときの備えをお考えの方に	がん保障定期保険特約付定期保険	サポートらいふ	15歳～70歳
3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)への備えをお考えの方に	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険	5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険	15歳～65歳
	特定疾病保障定期保険	無配当特定疾病 保障定期保険	
病気やけがによる入院等への備えをお考えの方に	解約返戻金抑制型医療保険	医療自在FS	0歳～80歳 (契約年齢0歳は、 生後15日以上)

IV 直近事業年度における事業の概況

(2) 主な特約

① 特約によっては、保険種類やご契約内容などにより付加することができない場合があります。

① 死亡・高度障害の保障を大きくするための特約

主なご利用の目的	特約名
より充実した保障をお考えの方に	平準定期保険特約
ライフサイクルに合わせた合理的な保障をお考えの方に	逓減定期保険特約
もしものときの毎月の生活資金を確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型収入保障特約
3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)への備えをお考えの方に	特定疾病保障定期保険特約
もしものときの備えと悪性新生物(がん)になったときの備えをお考えの方に	がん保障定期保険特約

② 災害保障を追加するための特約

主なご利用の目的	特約名
災害による死亡・高度障害状態への備えをお考えの方に	災害割増特約
災害による死亡・身体障害への備えをお考えの方に	傷害特約

③ ご家族の死亡・高度障害保障のための特約

主なご利用の目的	特約名
被保険者の配偶者に対する保障をお考えの方に	配偶者定期保険特約

④ 死亡・高度障害保障を他の保障に移行させるための特約

主なご利用の目的	特約名
終身保険等について、生涯にわたる保障に代えて年金で受け取ることをお考えの方に	5年ごと利差配当付年金支払移行特約

⑤ 生存中に保険金を受け取るための特約

主なご利用の目的	特約名
余命6カ月以内と判断されたときに所定の保険金を受け取ることをお考えの方に	リビング・ニース特約(2009)

(3) 解約返戻金抑制型医療保険専用の特約

① 特約によっては、ご契約内容などにより付加することができない場合があります。

主なご利用の目的	特約名
がん、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患の七大生活習慣病への備えをお考えの方に	七大生活習慣病特約
がん、脳卒中、急性心筋梗塞への備えをお考えの方に	三大疾病入院一時金特約
先進医療への備えをお考えの方に	先進医療特約
在宅治療への備えをお考えの方に	特定在宅治療支援特約

上記の説明内容は主な個人向け商品(主契約・特約)の概要をご説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面」(または「ご契約の概要」 「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」)、「ご契約のしおり・約款」などを必ずご覧ください。

IV 直近事業年度における事業の概況

(4) 企業・団体向け商品

名 称	特 徴
総合福祉団体定期保険	団体(会社・協同組合等)の定める福利厚生規程(弔慰金・死亡退職金規程等)の円滑な運営とともに、所属員の遺族および所属員の生活保障を目的とする全員加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、団体の福利厚生規程に準拠した死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
団体定期保険(Bグループ保険)	団体の所属員を被保険者とし、遺族および所属員の生活保障を目的とする任意加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。また、特約を付加することにより所属員のお子さまも被保険者になれます。
団体信用生命保険	賦払債務者を被保険者とし、銀行、信用保証会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわって債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

IV-9 情報システムに関する状況

基幹システムである契約管理システムはホストコンピュータの共同利用により運用しており、新契約、保険金等の支払、決算、等の社内事務で使用しています。代理店向けシステムとしては、金融機関代理店向けとして富国生命「えふなび」システム、一般代理店向けとして共栄火災「KITねっと」システム、当社独自の代理店向けの「Go FS!」システムをそれぞれ利用し、契約内容照会等の各種のサービスを提供しています。

契約管理システムにつきましては、事務の正確性や効率性の向上、新商品開発の効率化、システム開発や運用コストの低減、等を実現するため、全面的に再構築しています。従来のホストコンピュータで稼動するシステムから、最新の技術を適用したサーバ型システムへと大幅に変更になります。システムの構築は、生命保険の契約管理システムとして実績のあるパッケージをベースに、当社独自の保険商品や機能を追加する方式で開発を行っております。システムの開発にあたっては、効率性やコストの低減のためにオフショアによる開発方式を導入しています。

次期システムは平成24年度中に全面的に運用を開始する予定ですが、金融機関窓販商品の社内事務に関する部分につきましては平成22年度5月に先行して運用を開始しました。

IV 直近事業年度における事業の概況

IV-10 保険金・給付金の支払状況について

平成23年度の間には保険金等をお支払いしたご契約は、保険金409件、給付金4,518件となりました。一方で、適正な支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断したご契約は、保険金10件、給付金244件でした。

■保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

(平成23年度)

区 分	保 険 金		
	保 険 金	給 付 金	合 計
詐欺による取消	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0
告知義務違反による解除	2	4	6
重大事由による解除	0	0	0
免責事由に該当	5	25	30
支払事由に非該当	3	215	218
その他	0	0	0
不払件数合計	10	244	254
支払件数	409	4,518	4,927

(ご参考 平成22年度)

保 険 金		
保 険 金	給 付 金	合 計
0	0	0
0	0	0
1	6	7
0	0	0
2	5	7
4	167	171
0	0	0
7	178	185
289	4,001	4,290

注：上記実績はご請求種類ごとに集計した、個人保険・団体保険の合計です。ご請求内容によっては、1契約で複数の件数を集計する場合があります。

■用語のご説明

詐欺による取消	契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結(または復活)された場合、保険契約は取消となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
不法取得目的による無効	契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結(または復活)した場合、保険契約は無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
告知義務違反による解除	契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や事実でないことを告知された場合には、ご契約が告知義務違反により解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
重大事由による解除	保険金等を詐取する目的で事故を起こした場合や、保険金等の請求に関して詐欺行為があった場合、ご契約が解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
免責事由に該当	約款に規定されている「保険金・給付金を支払わない場合」(免責事由)に該当した場合は、保険金等の支払事由に該当してもこれをお支払いすることはできません。免責事由は、ご契約の保険種類や加入時期によって異なります。
支払事由に非該当	保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。したがって、支払事由に該当しない場合は、保険金等をお支払いできません。

IV-11 社会貢献活動の概況

当社は、フコク生命グループの一員として、フコク生命が主催している社会貢献に積極的に取り組んでおります。

(1) 森林保全活動

「フコク生命(いのち)の森プロジェクト」に参加し、伊東市宇佐美緑地の保全活動を行っております。このプロジェクトでは、広葉樹林の保全を通じたCO₂吸着量の増加や、江戸城の石切り場という史跡の保護を目的としております。

(2) チャリティ活動等

フコク生命が役職員の自主的な取り組みとして実施している「ペットボトルキャップ回収運動」に参加しています。回収したペットボトルキャップは、「ペットボトル回収ボランティア」を通じてリサイクルメーカーに売却され、その代金を「認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会 (JCV)」へ寄付し、ポリオワクチンなどを必要としている世界の子供たちへワクチンを届ける活動の手助けを行っております。

V 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

V 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	17,289	138,510	302,433	558,407	382,664
経 常 利 益	2,055	△ 760	1,877	2,675	4,083
基 礎 利 益	1,903	△ 104	1,473	2,708	3,920
当 期 純 利 益	554	△ 1,990	1,902	1,359	566
資 本 金 総 額	10,000	20,000	20,000	20,000	30,999
発 行 済 株 式 の 総 数	200千株	400千株	400千株	400千株	552千株
総 資 産	81,897	211,351	491,123	1,012,396	1,361,605
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	70,691	191,361	466,905	983,596	1,320,668
貸 付 金 残 高	2,040	2,201	2,508	2,877	3,012
有 価 証 券 残 高	74,549	191,657	474,408	930,250	1,311,890
ソルベンシー・マージン比率	2,604.8%	2,348.0%	1,230.1%	690.9% (497.5%)	564.4%
従 業 員 数	104名	141名	152名	164名	183名
保 有 契 約 高	1,183,143	1,254,952	1,557,354	2,106,065	2,462,962
うち個人保険	708,505	683,902	671,801	694,552	817,657
うち個人年金保険	44,003	166,273	453,024	969,188	1,188,134
うち団体保険	430,634	404,776	432,528	442,324	457,170

(注) 1. 資本金総額は、資本金と資本準備金の合計を記載しております。

2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

3. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。そのため、平成19～22年度、平成23年度はそれぞれ異なる基準によって算出されております。なお、平成22年度末の()は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。

VI 財産の状況

VI-1 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	期 別	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)	科 目	期 別	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)
		金 額	金 額			金 額	金 額
(資 産 の 部)				(負 債 の 部)			
現金及び預貯金		71,957	38,793	保険契約準備金		985,990	1,322,851
現金		1	0	支払準備金		1,739	1,534
預貯金		71,956	38,793	責任準備金		983,596	1,320,668
有価証券		930,250	1,311,890	契約者配当準備金		654	648
国債		504,563	658,547	代理店借		1,685	560
地方債		206,082	306,774	再保険借		14	20
社債		218,932	346,155	その他負債		4,021	2,379
株式		488	226	未払法人税等		884	449
その他の証券		184	186	未払金		194	101
貸付金		2,877	3,012	未払費用		1,659	809
保険約款貸付		2,877	3,012	預り金		7	9
有形固定資産		87	100	リース債務		1,045	810
建物		41	62	資産除去債務		2	39
その他の有形固定資産		46	37	仮受金		226	159
無形固定資産		1,937	1,861	退職給付引当金		8	21
ソフトウェア		422	561	特別法上の準備金		433	2,695
リース資産		987	761	価格変動準備金		433	2,695
その他の無形固定資産		527	539	負債の部合計		992,152	1,328,529
代理店貸		4	7	(純 資 産 の 部)			
再保険貸		4	6	資本金		15,000	20,499
その他資産		4,054	5,043	資本剰余金		5,000	10,499
未収金		983	1,045	資本準備金		5,000	10,499
前払費用		89	88	利益剰余金		△ 84	481
未収収益		2,769	3,586	その他利益剰余金		△ 84	481
預託金		117	283	繰越利益剰余金		△ 84	481
仮払金		93	39	株主資本合計		19,915	31,481
その他の資産		-	0	その他有価証券評価差額金		328	1,593
繰延税金資産		1,221	889	評価・換算差額等合計		328	1,593
貸倒引当金		△ 0	△ 0	純資産の部合計		20,243	33,075
資産の部合計		1,012,396	1,361,605	負債及び純資産の部合計		1,012,396	1,361,605

注記事項

(貸借対照表関係)

平成22年度末	平成23年度末
<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 なお、リース資産の残高はありません。 ・建物 定額法によっております。 ・建物以外 ①平成19年3月31日以前に取得したものの 旧定率法によっております。 ②平成19年4月1日以降に取得したものの 定率法によっております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(3) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>(4) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費は税込方式によっております。 なお、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>(7) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ①標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>(8) 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 ・リース資産 リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(9) 責任準備金対応債券 個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種</p>	<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 なお、リース資産の残高はありません。 ・建物 定額法によっております。 ・建物以外 ①平成19年3月31日以前に取得したものの 旧定率法によっております。 ②平成19年4月1日以降に取得したものの 定率法によっております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(3) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>(4) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>(7) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>(8) 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 ・リース資産 リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(9) 責任準備金対応債券 個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種</p>

VI 財産の状況

平成22年度末	平成23年度末																																																																								
<p>別監査委員会報告第21号)に基づき責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>2. 当期より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。これに伴い、有形固定資産が2百万円増加し、資産除去債務が2百万円計上されております。また、経常利益が0百万円減少し、税引前当期純利益が0百万円減少しております。</p> <p>3. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預貯金</td> <td>71,956</td> <td>71,956</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券として取扱わない預貯金</td> <td>71,956</td> <td>71,956</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>930,250</td> <td>927,713</td> <td>△ 2,537</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>257,937</td> <td>254,652</td> <td>△ 3,284</td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td>618,600</td> <td>619,347</td> <td>746</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>53,713</td> <td>53,713</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>2,877</td> <td>2,877</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>2,877</td> <td>2,877</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 預貯金(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを除く) 預貯金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 有価証券(預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含む) ・市場価格のある有価証券 3月末日の市場価格等によっております。 ・市場価格のない有価証券 主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。</p> <p>(3) 貸付金 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>4. 貸付金のうち、破綻先債権額は0百万円、貸付条件緩和債権額は</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	預貯金	71,956	71,956	—	有価証券として取扱わない預貯金	71,956	71,956	—	有価証券	930,250	927,713	△ 2,537	満期保有目的の債券	257,937	254,652	△ 3,284	責任準備金対応債券	618,600	619,347	746	その他有価証券	53,713	53,713	—	貸付金	2,877	2,877	—	保険約款貸付	2,877	2,877	—	<p>別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>2. 会計上の変更、過去の誤謬の訂正 当期の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>(1) 当期より、保険業法施行規則の改正に伴い、株主資本等変動計算書において、従来、前期末残高と表示していたものを、当期首残高として表示しております。</p> <p>(2) 当社における事業費に係る消費税及び地方消費税の処理は、従来、税込方式によっておりましたが、新会計システムの導入を機に親会社との会計処理の統一を図るため、当期から税抜方式へ変更しました。 当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当期の期首の純資産額への影響はありません。</p> <p>(3) 保険業法施行規則第73条第1項第2号に規定する支払備金について、従来、保険金額を基礎として算出しておりましたが、保有契約高の増加に伴い金額の重要性が増してきたため、当期より保険金等の額から保険料積立金を控除した金額を基礎として算出する方法に変更しました。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ461百万円増加しております。</p> <p>3. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預貯金</td> <td>38,793</td> <td>38,793</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券として取扱わない預貯金</td> <td>38,793</td> <td>38,793</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,311,890</td> <td>1,345,252</td> <td>33,362</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>356,321</td> <td>366,290</td> <td>9,969</td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td>776,624</td> <td>800,018</td> <td>23,393</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>178,943</td> <td>178,943</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>3,012</td> <td>3,012</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>3,012</td> <td>3,012</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 預貯金(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを除く) 預貯金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 有価証券(預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含む) ・市場価格のある有価証券 3月末日の市場価格等によっております。 ・市場価格のない有価証券 主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。</p> <p>(3) 貸付金 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>4. 貸付金のうち、破綻先債権額は0百万円、貸付条件緩和債権額は</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	預貯金	38,793	38,793	—	有価証券として取扱わない預貯金	38,793	38,793	—	有価証券	1,311,890	1,345,252	33,362	満期保有目的の債券	356,321	366,290	9,969	責任準備金対応債券	776,624	800,018	23,393	その他有価証券	178,943	178,943	—	貸付金	3,012	3,012	—	保険約款貸付	3,012	3,012	—
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																						
預貯金	71,956	71,956	—																																																																						
有価証券として取扱わない預貯金	71,956	71,956	—																																																																						
有価証券	930,250	927,713	△ 2,537																																																																						
満期保有目的の債券	257,937	254,652	△ 3,284																																																																						
責任準備金対応債券	618,600	619,347	746																																																																						
その他有価証券	53,713	53,713	—																																																																						
貸付金	2,877	2,877	—																																																																						
保険約款貸付	2,877	2,877	—																																																																						
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																						
預貯金	38,793	38,793	—																																																																						
有価証券として取扱わない預貯金	38,793	38,793	—																																																																						
有価証券	1,311,890	1,345,252	33,362																																																																						
満期保有目的の債券	356,321	366,290	9,969																																																																						
責任準備金対応債券	776,624	800,018	23,393																																																																						
その他有価証券	178,943	178,943	—																																																																						
貸付金	3,012	3,012	—																																																																						
保険約款貸付	3,012	3,012	—																																																																						

平成22年度末	平成23年度末																																		
<p>1百万円であります。なお、延滞債権額及び3ヵ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>5. 有形固定資産の減価償却累計額は107百万円であります。</p> <p>6. 関係会社に対する金銭債権の総額は0百万円、金銭債務の総額は145百万円であります。</p> <p>7. 繰延税金資産の総額は1,528百万円、繰延税金負債の総額は189百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は117百万円であります。</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金609百万円、事業税の納税充当金257百万円、地方税法特別税の納税充当金197百万円及び無形固定資産の償却超過額182百万円、であります。</p> <p>繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額186百万円であります。</p> <p>当年度における法定実効税率は36.2%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率33.1%との間の差異の主な内訳は、評価性引当金に係る差異△5.0%、住民税均等割1.3%であります。</p> <p>8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="231 1232 774 1355"> <tr> <td>イ. 前年度末現在高</td> <td>585百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 当年度契約者配当金支払額</td> <td>388百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 契約者配当準備金繰入額</td> <td>456百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 当年度末現在高</td> <td>654百万円</td> </tr> </table> <p>9. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は23百万円であります。</p> <p>10. 1株当たりの純資産額は50,610円00銭であります。</p> <p>11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は515百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>12. 当社は、平成23年5月10日開催の臨時株主総会において、次のとおり第三者割当による新株式の発行を決議しました。</p> <table border="0" data-bbox="231 1646 774 1825"> <tr> <td>イ. 株式の種類及び数</td> <td>普通株式152,776株</td> </tr> <tr> <td>ロ. 発行価額</td> <td>1株につき72,000円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 発行総額</td> <td>10,999百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 資本へ組入れる額</td> <td>5,499百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 申込期日</td> <td>平成23年5月19日</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 払込期日</td> <td>平成23年5月25日</td> </tr> <tr> <td>ト. 資金の用途</td> <td>財務基盤の強化のため</td> </tr> </table>	イ. 前年度末現在高	585百万円	ロ. 当年度契約者配当金支払額	388百万円	ハ. 利息による増加等	0百万円	ニ. 契約者配当準備金繰入額	456百万円	ホ. 当年度末現在高	654百万円	イ. 株式の種類及び数	普通株式152,776株	ロ. 発行価額	1株につき72,000円	ハ. 発行総額	10,999百万円	ニ. 資本へ組入れる額	5,499百万円	ホ. 申込期日	平成23年5月19日	ヘ. 払込期日	平成23年5月25日	ト. 資金の用途	財務基盤の強化のため	<p>11百万円であります。なお、延滞債権額及び3ヵ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>5. 有形固定資産の減価償却累計額は131百万円であります。</p> <p>6. 関係会社に対する金銭債権の総額は0百万円、金銭債務の総額は148百万円であります。</p> <p>7. 繰延税金資産の総額は1,728百万円、繰延税金負債の総額は718百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は120百万円であります。</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金829百万円及び保険契約準備金548百万円であります。</p> <p>繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額708百万円であります。</p> <p>当年度における法定実効税率は36.2%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率58.9%との間の差異の主な内訳は、税率変更による影響18.6%、住民税均等割2.0%であります。</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率36.2%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.3%、平成27年4月1日以降のものについては30.8%にそれぞれ変更になりました。この変更により、繰延税金資産の純額が130百万円減少し、法人税等調整額が256百万円増加しております。</p> <p>8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="853 1232 1396 1355"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>654百万円</td> </tr> <tr> <td>当期契約者配当金支払額</td> <td>446百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>440百万円</td> </tr> <tr> <td>当期末現在高</td> <td>648百万円</td> </tr> </table> <p>9. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金(以下、「出再支払準備金」という。)の金額は4百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は22百万円であります。</p> <p>10. 1株当たりの純資産額は59,835円49銭であります。</p> <p>11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,023百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>	当期首現在高	654百万円	当期契約者配当金支払額	446百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	440百万円	当期末現在高	648百万円
イ. 前年度末現在高	585百万円																																		
ロ. 当年度契約者配当金支払額	388百万円																																		
ハ. 利息による増加等	0百万円																																		
ニ. 契約者配当準備金繰入額	456百万円																																		
ホ. 当年度末現在高	654百万円																																		
イ. 株式の種類及び数	普通株式152,776株																																		
ロ. 発行価額	1株につき72,000円																																		
ハ. 発行総額	10,999百万円																																		
ニ. 資本へ組入れる額	5,499百万円																																		
ホ. 申込期日	平成23年5月19日																																		
ヘ. 払込期日	平成23年5月25日																																		
ト. 資金の用途	財務基盤の強化のため																																		
当期首現在高	654百万円																																		
当期契約者配当金支払額	446百万円																																		
利息による増加等	0百万円																																		
契約者配当準備金繰入額	440百万円																																		
当期末現在高	648百万円																																		

VI 財産の状況

VI-2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成22年度	平成23年度
		(平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで)	(平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで)
		金 額	金 額
経 常 収 益		558,407	382,664
保 險 料 等 収 入		545,006	361,067
保 険 料 入 料		544,867	360,917
再 保 険 収 入		139	149
資 産 運 用 収 益		13,032	20,990
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入		12,809	18,235
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金		12,715	18,131
貸 付 金 利 息		93	104
有 価 証 券 売 却 益		223	2,755
そ の 他 経 常 収 益		367	606
年 金 特 約 取 扱 受 入 金		9	13
保 険 金 据 置 受 入 金		356	386
支 払 備 金 戻 入 額		—	205
そ の 他 の 経 常 収 益		1	1
経 常 費 用		555,731	378,581
保 険 金 等 支 払 金		13,827	23,034
保 険 金		1,924	2,396
年 給 付 戻 金		192	228
解 約 返 戻 金		3,502	6,273
そ の 他 返 戻 金		7,813	13,684
再 保 険 料		177	265
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		216	186
支 払 備 金 繰 入 額		517,366	337,072
責 任 準 備 金 繰 入 額		674	—
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		516,691	337,072
資 産 運 用 費 用		0	0
支 払 利 息		109	2,325
有 価 証 券 売 却 損		15	13
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		93	2,311
そ の 他 運 用 費 用		0	0
事 業 費 用		21,135	13,578
そ の 他 経 常 費 用		3,292	2,570
保 険 金 据 置 支 払 金		131	247
税 減 価 却 費		2,757	1,817
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額		394	492
そ の 他 の 経 常 費 用		8	12
		0	0
経 常 利 益		2,675	4,083
特 別 損 失		187	2,262
固 定 資 産 等 処 分 損		0	0
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		186	2,262
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		186	2,262
そ の 他 特 別 損 失		0	—
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		456	440
税 引 前 当 期 純 利 益		2,031	1,379
法 人 税 及 び 住 民 税		1,107	1,003
法 人 税 等 調 整 額		△ 435	△ 190
法 人 税 等 合 計		671	813
当 期 純 利 益		1,359	566

VI 財産の状況

注記事項

(損益計算書関係)

平成22年度	平成23年度
1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は533百万円であります。	1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は538百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券221百万円、株式等1百万円であります。	2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券2,755百万円、株式等0百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券45百万円、株式等47百万円であります。	3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券2,222百万円、株式等88百万円であります。
4. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は2百万円であります。	4. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は4百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は0百万円であります。
5. 1株当たりの当期純利益は3,397円94銭であります。	5. 1株当たりの当期純利益は1,068円80銭であります。

注. 当社における事業費に係る消費税及び地方消費税の処理は、従来、税込方式によっておりましたが、新会計システムの導入を機に親会社との会計処理の統一を図るため、当会計期間から税抜方式へ変更しました。当該会計方針の変更は遡及適用され、前会計期間については遡及適用後の財務諸表となっております。
この結果、遡及適用を行う前と比べて、前会計期間の損益計算書は、事業費が974百万円減少し、税金が974百万円増加しております。なお、これによる経常利益及び税引前純利益への影響はありません。

VI 財産の状況

VI-3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	2,031	1,379
減価償却費	394	492
支払備金の増減額(△は減少)	674	△ 205
責任準備金の増減額(△は減少)	516,691	337,072
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	456	440
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0	△ 0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	8	12
価格変動準備金の増減額(△は減少)	186	2,262
利息及び配当金等収入	△ 12,809	△ 18,235
有価証券関係損益(△は益)	△ 129	△ 444
支払利息	15	13
有形固定資産関係損益(△は益)	0	0
代理店貸の増減額(△は増加)	△ 2	△ 2
再保険貸の増減額(△は増加)	△ 2	△ 1
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 28	△ 233
代理店借の増減額(△は減少)	△ 187	△ 1,124
再保険借の増減額(△は減少)	△ 8	6
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	519	△ 899
その他	24	30
小 計	507,835	320,565
利息及び配当金等の受取額	11,514	17,625
利息の支払額	△ 15	△ 13
契約者配当金の支払額	△ 388	△ 446
その他	△ 0	△ 0
法人税等の支払額	△ 566	△ 1,438
営業活動によるキャッシュ・フロー	518,378	336,292
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 490,841	△ 456,542
有価証券の売却・償還による収入	35,425	76,922
貸付けによる支出	△ 1,622	△ 1,644
貸付金の回収による収入	1,229	1,484
その他	49	55
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△ 455,759 (62,618)	△ 379,723 (△ 43,431)
有形固定資産の取得による支出	△ 10	△ 5
無形固定資産の取得による支出	△ 354	△ 474
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 456,125	△ 380,204
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	10,999
リース債務の返済による支出	△ 222	△ 252
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 222	10,747
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	62,030	△ 33,164
現金及び現金同等物期首残高	9,927	71,957
現金及び現金同等物期末残高	71,957	38,793

(注)現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から概ね3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

VI 財産の状況

VI-4 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成22年度	平成23年度
		(平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで)	(平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで)
		金 額	金 額
株 主 資 本			
資 本 金			
当期首残高		15,000	15,000
当期変動額			
新株の発行		—	5,499
当期変動額合計		—	5,499
当期末残高		15,000	20,499
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高		5,000	5,000
当期変動額			
新株の発行		—	5,499
当期変動額合計		—	5,499
当期末残高		5,000	10,499
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高		△ 1,443	△ 84
当期変動額			
当期純利益		1,359	566
当期変動額合計		1,359	566
当期末残高		△ 84	481
株主資本合計			
当期首残高		18,556	19,915
当期変動額			
新株の発行		—	10,999
当期純利益		1,359	566
当期変動額合計		1,359	11,566
当期末残高		19,915	31,481
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高		40	328
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		287	1,265
当期変動額合計		287	1,265
当期末残高		328	1,593
純資産合計			
当期首残高		18,597	20,243
当期変動額			
新株の発行		—	10,999
当期純利益		1,359	566
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		287	1,265
当期変動額合計		1,646	12,831
当期末残高		20,243	33,075

VI 財産の状況

注記事項

(株主資本等変動計算書関係)

平成22年度					平成23年度				
発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)					発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)				
	前年度末 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	当年度末 株式数		当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	400	—	—	400	普通株式	400	152	—	552
合計	400	—	—	400	合計	400	152	—	552
					(注)普通株式の発行済株式総数の増加152千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。				

VI 財産の状況

VI-5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0
危険債権	—	—
要管理債権	1	11
小 計	2	12
(対合計比)	(0.08)	(0.41)
正常債権	2,912	3,041
合 計	2,915	3,053

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

VI-6 リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
破綻先債権額 ①	0	0
延滞債権額 ②	—	—
3カ月以上延滞債権額 ③	—	—
貸付条件緩和債権額 ④	1	11
合計 ①+②+③+④	2	12
(貸付残高に対する比率)	(0.08)	(0.41)

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

VI 財産の状況

VI-7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

VI-8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	平成22年度末	平成23年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	24,644	40,153
資 本 金 等	19,915	31,481
価 格 変 動 準 備 金	433	2,695
危 険 準 備 金	1,218	1,499
一 般 貸 倒 引 当 金	0	0
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	463	2,072
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,571	2,150
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控 除 項 目	—	—
そ の 他	42	253
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	9,905	14,226
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	609	620
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	123	121
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 R_2	310	352
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 R_7	—	—
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R_3	9,258	13,560
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R_4	309	293
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	497.5%	564.4%

(注) 平成23年度末の数値は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

なお、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。平成22年度末の数値は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。

<参考> 実質資産負債差額

(単位：百万円)

項 目	平成22年度末	平成23年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	1,009,859	1,394,968
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	987,701	1,321,436
実質資産負債差額 A (1)-(2)=(3)	22,158	73,532
満期保有債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	△ 2,537	33,362
実質資産負債差額 B (3)-(4)=(5)	24,695	40,169

(注) 「実質資産負債差額A」は実質資産負債差額の算出方法を定めた「保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令」第3条及び「平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号」に基づき算出しています。「実質資産負債差額B」は「実質資産負債差額A」から満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したものであり、上記の規定に加えて「保険会社向けの総合的な監督指針」II-2-2-6に基づき算出しています。

VI 財産の状況

◆保険金等の支払能力の充実の状況(旧基準によるソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	平成22年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	24,872
資 本 金 等	19,915
価 格 変 動 準 備 金	433
危 険 準 備 金	1,218
一 般 貸 倒 引 当 金	0
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	463
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,571
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—
控 除 項 目	—
そ の 他	270
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	7,199
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	609
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	123
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 R_2	171
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 R_7	—
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R_3	6,759
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R_4	229
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	690.9%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

VI 財産の状況

VI-9 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

- ① 売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。
- ② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末					平成23年度末				
	帳簿 価額	時価	差 損 益			帳簿 価額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	257,937	254,652	△ 3,284	3,293	6,577	356,321	366,290	9,969	10,632	663
責任準備金対応債券	618,600	619,347	746	7,258	6,511	776,624	800,018	23,393	26,380	2,987
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の有価証券	53,197	53,713	515	940	425	176,641	178,943	2,302	2,562	259
公 社 債	52,548	53,040	492	864	372	176,290	178,530	2,240	2,496	255
株 式	493	488	△ 5	47	52	194	226	31	35	3
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	156	184	28	28	-	156	186	30	30	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	929,735	927,713	△ 2,022	11,492	13,514	1,309,587	1,345,252	35,665	39,575	3,909
公 社 債	929,086	927,040	△ 2,045	11,416	13,462	1,309,236	1,344,839	35,602	39,509	3,906
株 式	493	488	△ 5	47	52	194	226	31	35	3
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	156	184	28	28	-	156	186	30	30	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末			平成23年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	107,713	111,007	3,293	285,820	296,452	10,632
公 社 債	107,713	111,007	3,293	285,820	296,452	10,632
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	150,223	143,645	△ 6,577	70,501	69,837	△ 663
公 社 債	150,223	143,645	△ 6,577	70,501	69,837	△ 663
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

VI 財産の状況

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末			平成23年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	374,329	381,587	7,258	683,450	709,831	26,380
公 社 債	374,329	381,587	7,258	683,450	709,831	26,380
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	244,271	237,759	△ 6,511	93,173	90,186	△ 2,987
公 社 債	244,271	237,759	△ 6,511	93,173	90,186	△ 2,987
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末			平成23年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差 額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	36,965	37,905	940	159,019	161,581	2,562
公 社 債	36,619	37,484	864	158,722	161,218	2,496
株 式	189	236	47	141	176	35
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	156	184	28	156	186	30
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	16,232	15,807	△ 425	17,621	17,361	△ 259
公 社 債	15,928	15,555	△ 372	17,568	17,312	△ 255
株 式	303	251	△ 52	53	49	△ 3
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	—	—
非 上 場 国 内 株 式 (店 頭 売 買 株 式 を 除 く)	—	—
非 上 場 外 国 株 式 (店 頭 売 買 株 式 を 除 く)	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	—

責任準備金対応債券について

当社では、金利変動リスクを管理する観点から、保険商品の運用における債券の組み入れにあたり、保険負債のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度)と債券資産のデュレーションとを概ね一致させる方針としております。

「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)にもとづいて、以下の保険契約群(小区分)を特定し、保有債券の一部または全部を責任準備金対応債券に区分しております。

- ・ 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険(一時払)
- ・ 積立利率変動型個人年金保険

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

1. 定性的情報
平成22年度、平成23年度には、取引の実績はありません。
2. 定量的情報
平成22年度末、平成23年度末には、取引残高はありません。

VI 財産の状況

VI-10 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

		平成22年度	平成23年度
基礎利益	A	2,708	3,920
キャピタル収益		223	2,755
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		223	2,755
金融派生商品収益		—	—
為替差益		—	—
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		93	2,311
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		93	2,311
有価証券評価損		—	—
金融派生商品費用		—	—
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		—	—
キャピタル損益	B	129	444
キャピタル損益含み基礎利益	A+B	2,838	4,364
臨時収益		—	—
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		—	—
臨時費用		162	281
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		162	281
個別貸倒引当金繰入額		0	0
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	—
臨時損益	C	△ 162	△ 281
経常利益	A+B+C	2,675	4,083

(参考) 基礎利益の内訳(三利源)

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度
基礎利益(①+②+③)	2,708	3,920
① 費差損益	△ 939	△ 45
② 危険差損益	1,662	1,949
③ 利差損益	1,984	2,016

(注) 1. 「費差損益」は想定した事業費と実際に支出した事業費等の額との差から生じる利益(△は損)です。

2. 「危険差損益」は想定した保険金・給付金と実際に発生した支払額との差から生じる利益(△は損)です。

3. 「利差損益」は想定した運用収益と実際の運用収益との差から生じる利益(△は逆ざや)です。

VI-11 計算書類等についての会計監査人による監査

平成23年度の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号にもとづき、会計監査人であるきさらぎ監査法人による監査を受けております。

VI-12 財務諸表についての代表者による確認

平成23年度における財務諸表作成については、当社代表取締役社長が「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」ならびに「保険業法施行規則」等の関係諸法令に準拠し、適正に表示されていることおよび内部監査が有効に機能していることを確認しております。

VII 業務の状況を示す指標等

VII-1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 保有契約高および新契約高

① 保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成22年度末				平成23年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	95,888	111.6	694,552	103.4	131,239	136.9	817,657	117.7
個人年金保険	236,697	204.7	969,188	213.9	300,435	126.9	1,188,134	122.6
団体保険	-	-	442,324	102.3	-	-	457,170	103.4

(注)個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

② 新契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成22年度						平成23年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	16,130	165.2	93,547	140.3	93,547	-	41,890	259.7	185,331	198.1	185,331	-
個人年金保険	123,545	174.7	526,286	180.2	526,286	-	67,820	54.9	236,547	44.9	236,547	-
団体保険	-	-	25,002	1,519.9	25,002	-	-	-	17,477	69.9	17,477	-

(注)個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(2) 年換算保険料

① 保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	13,566	123.0	21,316	157.1
個人年金保険	85,993	220.0	106,238	123.5
合 計	99,560	198.7	127,555	128.1
うち医療保障・生前給付保障等	1,717	95.7	1,754	102.2

② 新契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	3,352	195.7	8,639	257.7
個人年金保険	47,737	182.0	21,770	45.6
合 計	51,089	182.8	30,409	59.5
うち医療保障・生前給付保障等	62	62.6	224	361.5

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

Ⅶ 業務の状況を示す指標等

(3) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保有金額	
			平成22年度末	平成23年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	690,094	813,401
		個人年金保険	—	—
		団体保険	442,284	457,122
		その他共計	1,132,379	1,270,524
	災害死亡	個人保険	(98,950)	(93,035)
		個人年金保険	(85,093)	(105,662)
		団体保険	(9,918)	(5,951)
		その他共計	(193,962)	(204,649)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
個人年金保険		(—)	(—)	
団体保険		(—)	(—)	
その他共計		(—)	(—)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	4,458	4,255
		個人年金保険	967,869	1,186,651
		団体保険	—	—
		その他共計	972,327	1,190,907
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(166,773)	(205,433)
		団体保険	(4)	(4)
		その他共計	(166,777)	(205,438)
	その他	個人保険	—	—
個人年金保険		1,319	1,482	
団体保険		39	47	
その他共計		1,359	1,530	
入院保障	災害入院	個人保険	(214)	(219)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(23)	(16)
		その他共計	(239)	(236)
	疾病入院	個人保険	(214)	(219)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(215)	(220)
	その他の条件付入院	個人保険	(176)	(171)
個人年金保険		(0)	(0)	
団体保険		(—)	(—)	
その他共計		(176)	(172)	

- (注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
7. 低解約返戻金型終身保険(無選択型)の災害死亡保障は普通死亡欄に計上しています。

(単位：件)

区 分			保有件数	
			平成22年度末	平成23年度末
障害保障	個人保険	11,756	11,202	
	個人年金保険	8	9	
	団体保険	46,987	36,239	
	その他共計	58,751	47,450	
手術保障	個人保険	40,150	43,493	
	個人年金保険	220	205	
	団体保険	—	—	
	その他共計	40,370	43,698	

VII 業務の状況を示す指標等

(4) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額	
		平成22年度末	平成23年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	215,492	374,459
	定 期 保 険	241,523	225,179
	そ の 他 共 計	676,337	801,358
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	11,888	11,158
	生 存 給 付 金 付 定 期 特 約	1,869	884
	そ の 他 共 計	18,215	16,299
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	969,188	1,188,134
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	48,723	45,479
	傷 害 特 約	47,595	45,121
	災 害 入 院 特 約	162	145
	疾 病 特 約	162	145
	成 人 病 特 約	4	4
	そ の 他 条 件 付 入 院 特 約	171	167

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(5) 異動状況の推移

① 個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	85,887	671,801	95,888	694,552
新 契 約	16,130	93,547	41,890	185,331
更 新	177	886	389	2,250
復 活	217	1,844	184	1,114
保 険 金 額 の 増 加	577	660	525	670
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
そ の 他 の 異 動 に よ る 増 加	—	—	1	20
死 亡	299	1,379	371	1,835
満 期	407	2,247	888	6,164
保 険 金 額 の 減 少	5,296	11,765	5,395	11,682
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	5,093	52,699	5,151	42,302
失 効	703	6,027	648	3,972
そ の 他 の 異 動 に よ る 減 少	21	67	55	324
年 末 現 在	95,888	694,552	131,239	817,657
(増 加 率)	(11.6)	(3.4)	(36.9)	(17.7)
純 増 加	10,001	22,751	35,351	123,104
(増 加 率)	(235.7)	(—)	(253.5)	(441.1)

(注)金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

VII 業務の状況を示す指標等

② 個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	115,655	453,024	236,697	969,188
新 契 約	123,545	526,286	67,820	236,547
復 活	1	2	4	12
金 額 の 増 加	4	6	1	3
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	148	537	134	674
死 亡	595	3,339	1,086	5,674
支 払 満 了	39	120	46	325
金 額 の 減 少	180	523	327	797
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	1,815	5,947	2,922	10,817
失 効	28	81	26	72
その他の異動による減少	175	656	140	604
年 末 現 在	236,697	969,188	300,435	1,188,134
(増 加 率)	(104.7)	(113.9)	(26.9)	(22.6)
純 増 加	121,042	516,164	63,738	218,945
(増 加 率)	(75.0)	(80.0)	(△ 47.3)	(△ 57.6)

(注)金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

③ 団体保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	2,989,971	432,528	2,806,806	442,324
新 契 約	60,900	25,002	7,630	17,477
更 新	128,031	75,326	171,337	76,056
中 途 加 入	189,887	77,999	205,420	82,166
保 険 金 額 の 増 加	1,885	690	2,588	723
その他の異動による増加	57	212	31	30
死 亡	11,737	329	11,545	252
満 期	196,118	117,670	188,983	100,846
脱 退	353,448	46,191	326,097	50,134
保 険 金 額 の 減 少	832	4,134	1,703	4,260
解 約	701	922	51,955	2,590
失 効	—	—	—	—
その他の異動による減少	36	187	64	3,522
年 末 現 在	2,806,806	442,324	2,612,580	457,170
(増 加 率)	(△ 6.1)	(2.3)	(△ 6.9)	(3.4)
純 増 加	△ 183,165	9,796	△ 194,226	14,845
(増 加 率)	(—)	(△ 64.7)	(—)	(51.5)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。

2. 件数は、被保険者数を表します。

VII 業務の状況を示す指標等

(6) 契約者配当の状況

① 個人保険・個人年金保険

イ. 配当の対象となる保険種類

当社が販売している個人保険・個人年金保険には、無配当保険、5年ごと利差配当付保険および3年ごと利差配当付保険の3種類があります。このうち、契約者配当の対象となる保険種類は以下のとおりです。

- ・ 5年ごと利差配当付終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付養老保険
- ・ 5年ごと利差配当付こども保険
- ・ 5年ごと利差配当付個人年金保険
- ・ 5年ごと利差配当付年金支払移行特約
- ・ 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険

ロ. 配当のしくみ

契約者配当は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごと、または3年ごとにお支払いいたします。

そのために、当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が予定した運用益を超えた場合は、当社の定める利差益配当率にもとづく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が予定した運用益を下回った場合は、それまでに積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当準備金は、配当金としてお支払いを約束するものではなく、今後の運用実績等によって変動(増減)し、配当金をお支払いできないこともあります。

なお、利差益配当率は以下のとおりです。

対象となる保険契約				利差益配当率	
				平成22年度	平成23年度
5年ごと 利差配当付保険	年 半 月	年 払	払	1.90%－予定利率	1.80%－予定利率
	一	時	払	1.60%－予定利率 ただし予定利率が1.60% より小さい場合はゼロ	1.50%－予定利率 ただし予定利率が1.50% より小さい場合はゼロ
3年ごと 利差配当付保険	年 半 月	年 払	払	1.50%－予定利率	1.50%－予定利率
	一	時	払	ゼロ	ゼロ

ハ. 平成23年度決算にもとづく契約者配当金例示

〈例1〉5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
平成19年10月1日	1.65%	5年	24,731円	670円
平成14年10月1日	1.65%	10年	25,149円	2,089円
平成9年10月1日	2.90%	15年	18,351円	0円

〈例2〉5年ごと利差配当付養老保険の場合

30歳加入、30年満期、全期払込、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
平成19年10月1日	1.65%	5年	31,378円	876円
平成14年10月1日	1.65%	10年	31,436円	2,688円
平成9年10月1日	2.90%	15年	26,555円	0円

〈例3〉3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険の場合

50歳加入、60歳年金開始、年金支払期間5年、一時払、保険料100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
平成21年10月1日	1.40%	3年	1,000,000円	0円

- (注) 1. 経過年数とは平成24年4月1日から平成25年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。
2. 上記配当金は、責任準備金に各年度の利差益配当率を乗じた金額の合計となります。

VII 業務の状況を示す指標等

② 団体保険

団体定期保険等の団体保険については、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、当社所定の方法により契約者配当金をお支払いいたします。

VII-2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度
個 人 保 険	3.4	17.7
個 人 年 金 保 険	114.1	22.6
団 体 保 険	2.3	3.4

(注)個人年金保険は、年金支払開始前契約について算出しております。

(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
新 契 約 平 均 保 険 金	5,799	4,424
保 有 契 約 平 均 保 険 金	7,243	6,230

(3) 新契約率(対年度始)

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度
個 人 保 険	13.9	26.7
個 人 年 金 保 険	116.4	24.4
団 体 保 険	5.8	4.0

(4) 解約失効率(対年度始)

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度
個 人 保 険	10.1	8.1
個 人 年 金 保 険	1.4	1.2
団 体 保 険	1.0	1.4

(注)解約失効率は、増額、減額および復活により、解約失効高を修正して算出しております。

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位：円)

平成22年度	平成23年度
9,245	5,631

Ⅶ 業務の状況を示す指標等

(6) 死亡率(個人保険主契約)

(単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
2.90	3.33	1.68	2.17

(注) 死亡率は、死亡 / {(年始保有 + 年末保有 + 死亡) / 2} で算出しております。

(7) 特約発生率(個人保険)

(単位：‰)

区 分		平成22年度	平成23年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.37	0.77
	金 額	0.46	0.76
障 害 保 障 契 約	件 数	0.17	0.26
	金 額	0.01	0.12
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	5.11	4.42
	金 額	142.87	140.29
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	38.88	40.23
	金 額	727.12	782.05
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	23.39	22.13
	金 額	400.78	506.45
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	34.74	36.16
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	—	—

(注) 1. 件数の特約発生率は、分子を支払件数、分母を平均保有特約件数として算出しております。

2. 金額の特約発生率は、分子を支払金額、分母を平均保有保障金額として算出しております。

(8) 事業費率(対収入保険料)

(単位：%)

平成22年度	平成23年度
3.9	3.8

注. 当社における事業費に係る消費税及び地方消費税の処理は、従来、税込方式によっておりましたが、新会計システムの導入を機に親会社との会計処理の統一を図るため、当会計期間から税抜方式へ変更しました。当該会計方針の変更は遡及適用され、平成22年度については、遡及適用後の事業費率となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、平成22年度の事業費率は、0.2ポイント低下しております。

VII 業務の状況を示す指標等

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成22年度	平成23年度
2	2

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

平成22年度	平成23年度
100.0%	100.0%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付にもとづく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	平成22年度	平成23年度
AA-	18.2%	29.0%
A+	69.6%	59.5%
A	12.2%	11.5%

(注) 格付はスタンダード・アンド・プアーズ社によるものにもとづいております。

(12) 未だ收受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成22年度	平成23年度
4	5

(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度
第三分野発生率	26.1	27.8
医療(疾病)	26.0	27.3
がん	22.6	19.0
介護	—	—
その他	26.7	30.1

(注) 1. 各給付事由区分には以下を計上しております。

- ①医療(疾病)：医療保険、疾病入院特約等。
- ②がん：がん入院特約、がん診断給付金特約等。
- ③介護：該当ありません。
- ④その他：①～③以外の医療保障給付、生前給付保障給付を行う主契約および特約。

2. 発生率は以下の算式により算出しております。

$$\frac{\{\text{保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払いに係る事業費等}\}}{\{(\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2\}}$$

3. 上記2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いております。

4. 上記2の算式中、保険金支払いに係る事業費等には、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費等を計上しております。

VII 業務の状況を示す指標等

VII-3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成22年度末	平成23年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	533	331
	災 害 保 険 金	28	3
	高 度 障 害 保 険 金	22	20
	満 期 保 険 金	2	5
	そ の 他	—	—
小 計		588	360
年 金		1	65
給 付 金		856	819
解 約 返 戻 金		290	277
保 険 金 据 置 支 払 金		1	0
そ の 他 共 計		1,739	1,534

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成22年度末	平成23年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	138,364	265,890
	個 人 年 金 保 険	843,946	1,053,206
	団 体 保 険	66	72
	そ の 他	—	—
	小 計	982,377	1,319,168
危 険 準 備 金		1,218	1,499
合 計		983,596	1,320,668

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分		平成22年度末	平成23年度末
保 険 料 積 立 金		981,054	1,317,876
未 経 過 保 険 料		1,323	1,292
危 険 準 備 金		1,218	1,499
合 計		983,596	1,320,668

VII 業務の状況を示す指標等

(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

区 分		平成22年度末	平成23年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としております。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでおりません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しております。

② 責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	32,942	2.00～3.10
2001年度～2005年度	33,294	1.15～1.50
2006年度～2010年度	913,998	1.15～1.50
2011年度	338,860	0.90～1.50

- (注) 1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(危険準備金を除く)を記載しております。
2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しております。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

VII 業務の状況を示す指標等

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	合 計
平成 22 年度	前年度末現在	62	154	368	585
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	4	7	377	388
	当年度繰入額	16	13	426	456
	当年度末現在	74	161	417	654
		(31)	(132)	(—)	(164)
平成 23 年度	前年度末現在	74	161	417	654
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	5	6	435	446
	当年度繰入額	9	10	420	440
	当年度末現在	79	166	403	648
		(46)	(138)	(—)	(184)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減
貸倒 引当 金	一般貸倒引当金	0	0	0
	個別貸倒引当金	0	0	△0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		8	21	12
価格変動準備金		433	2,695	2,262

(注) 計上の理由および算定方法については、貸借対照表の注記に記載しているため省略しております。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		15,000	5,499	—	20,499	
うち 既発行株式	普通株式	(400千株)	(152千株)	(—千株)	(552千株)	
	計	15,000	5,499	—	20,499	
資本剰余金	(資本準備金)	5,000	5,499	—	10,499	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	5,000	5,499	—	10,499	

Ⅶ 業務の状況を示す指標等

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
個人保険	56,946	138,638
（うち一時払）	（ 47,531 ）	（ 129,677 ）
（うち年払）	（ 980 ）	（ 939 ）
（うち半年払）	（ 29 ）	（ 25 ）
（うち月払）	（ 8,405 ）	（ 7,996 ）
個人年金保険	486,735	221,096
（うち一時払）	（ 484,510 ）	（ 218,720 ）
（うち年払）	（ 93 ）	（ 108 ）
（うち半年払）	（ 4 ）	（ 4 ）
（うち月払）	（ 2,126 ）	（ 2,263 ）
団体保険	1,186	1,182
その他共計	544,867	360,917

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	平成23年度 合 計	平成22年度 合 計
死亡保険金	1,411	—	509	1,921	1,452
災害保険金	36	—	5	41	26
高度障害保険金	46	—	44	90	37
満期保険金	343	—	—	343	408
その他	—	—	—	—	—
合 計	1,837	—	558	2,396	1,924

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	平成23年度 合 計	平成22年度 合 計
46	177	4	228	192

Ⅶ 業務の状況を示す指標等

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	平成23年度 合 計	平成22年度 合 計
死 亡 給 付 金	2	5,053	—	5,056	2,794
入 院 給 付 金	210	0	0	212	207
手 術 給 付 金	145	0	—	146	142
障 害 給 付 金	13	—	0	13	0
生 存 給 付 金	468	0	—	468	201
一 時 金	302	36	—	339	130
そ の 他	37	0	—	37	25
合 計	1,180	5,092	1	6,273	3,502

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	平成23年度 合 計	平成22年度 合 計
4,431	9,253	—	13,684	7,813

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却 累 計 額	当期末残高	償却累計率 (%)
有 形 固 定 資 産	231	29	131	100	56.6
建 物	88	14	25	62	29.1
リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	143	14	105	37	73.7
無 形 固 定 資 産	2,822	462	961	1,861	34.1
そ の 他 の 資 産	0	0	0	0	1.7
合 計	3,054	492	1,092	1,962	35.8

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
営 業 活 動 費	16,822	8,889
営 業 管 理 費	146	125
一 般 管 理 費	4,166	4,562
合 計	21,135	13,578

- (注) 1. 当社における事業費に係る消費税及び地方消費税の処理は、従来、税込方式によっておりましたが、新会計システムの導入を機に親会社との会計処理の統一を図るため、当会計期間から税抜方式へ変更しました。当該会計方針の変更は遡及適用され、前会計期間については遡及適用後の事業費明細表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前会計期間の営業活動費が841百万円、営業管理費が7百万円、一般管理費が126百万円、合計が974百万円減少しております。
2. 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、平成22年度51百万円、平成23年度89百万円であります。

Ⅶ 業務の状況を示す指標等

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
国 税	1,582	1,042
消 費 税	810	487
地 方 法 人 特 別 税	740	491
印 紙 税	31	24
登 録 免 許 税	—	38
そ の 他 の 国 税	—	—
地 方 税	1,175	775
地 方 消 費 税	202	121
法 人 事 業 税	967	647
固 定 資 産 税	1	1
事 業 所 税	4	4
そ の 他 の 地 方 税	—	—
合 計	2,757	1,817

(注) 当社における事業費に係る消費税及び地方消費税の処理は、従来、税込方式によっておりましたが、新会計システムの導入を機に親会社との会計処理の統一を図るため、当会計期間から税抜方式へ変更しました。当該会計方針の変更は遡及適用され、前会計期間については遡及適用後の税金明細表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前会計期間の消費税が779百万円、地方消費税が194百万円、合計が974百万円増加しております。

(18) リース取引

<リース取引(借主側)>

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

該当ありません。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

Ⅶ-4 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 運用環境

平成23年度のわが国経済は、東日本大震災からの復興に向けて動き出しましたが、超円高の定着や電力不足、またタイでの洪水など日本企業にとってネガティブな要因により、足踏み状態がしばらく続きました。しかし、年度末にかけては日銀による追加金融緩和や米国経済の回復期待により、景気は緩やかに回復経路へと復帰しました。

国内株式市場については、前半は欧州財政懸念の一時後退や復興需要による景気押し上げ期待により、日経平均株価が10,000円台を回復する局面もありましたが、8月には世界的なリスク回避姿勢の強まりを背景に9,000円を下回りました。その後も円高が進み株価は下落を続け、11月には8,100円台をつけました。しかし、12月以降には米経済回復期待の高まりや、日銀の追加緩和効果などにより株価は上昇基調となり、年度末は10,000円台で取引を終了しました。

長期金利については、東日本大震災からの復興に伴う財政拡大懸念や米国金利上昇に連動し、4月には10年国債利回りが一時1.3%台まで上昇しました。しかし、その後は欧州債務問題や米国経済の回復鈍化懸念により、金利は低下基調を辿りました。年度後半も円高による株安や安全資産への逃避姿勢の強まりから、長期金利は1%前後での推移が続き、年度末は0.9%台で取引を終了しました。

円相場については、年度前半から日米の金利差縮小や欧州の財政問題を背景に円高基調を辿りました。1ドル78円台を割り込んだ8月には政府・日銀の為替介入が実施されました。しかし、世界的なリスク回避を要因とした円高の進行は止まらず、10月には一時戦後最高値の1ドル75円台前半を付け、更なる政府・日銀の円売り介入が行われました。その後は77円台前後での推移がしばらく続きましたが、2月に日銀が追加緩和を発表したことで円高の修正へとつながり、年度末は82円台の水準となりました。

② 運用方針

資金の性格に鑑み、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした運用方針としています。

市場動向や負債特性を考慮し、外貨建資産については投資を控えています。

金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性向上を図ります。

③ 運用実績の概況

平成23年度末の一般勘定資産(総資産)は、前年度末から3,492億円増加し、13,616億円となりました。主な内訳は公社債の13,114億円で、総資産構成比96.3%であります。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が182億円、収益全体では209億円となりました。一方、資産運用費用は23億円となり、資産運用収支は186億円となりました。

含み損益(時価と帳簿価額との差損益)は、356億円(主な内訳は国内公社債の356億円)となりました。

Ⅶ 業務の状況を示す指標等

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	71,957	7.1	38,793	2.8
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	930,250	91.9	1,311,890	96.3
公 社 債	929,578	91.8	1,311,477	96.3
株 式	488	0.0	226	0.0
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
その他の証券	184	0.0	186	0.0
貸付金	2,877	0.3	3,012	0.2
保険約款貸付	2,877	0.3	3,012	0.2
一般貸付	—	—	—	—
不動産	41	0.0	62	0.0
繰延税金資産	1,221	0.1	889	0.1
その他	6,047	0.6	6,956	0.5
貸倒引当金	△ 0	△ 0.0	△ 0	△ 0.0
合 計	1,012,396	100.0	1,361,605	100.0
うち外貨建資産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
現預金・コールローン	62,030	△ 33,164
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	455,842	381,639
公 社 債	456,027	381,898
株 式	△ 173	△ 261
外 国 証 券	—	—
公 社 債	—	—
株 式 等	—	—
その他の証券	△ 11	2
貸付金	369	135
保険約款貸付	369	135
一般貸付	—	—
不動産	△ 0	21
繰延税金資産	272	△ 331
その他	2,758	908
貸倒引当金	△ 0	0
合 計	521,272	349,208
うち外貨建資産	—	—

VII 業務の状況を示す指標等

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度
現 預 金・ コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1.74	1.64
う ち 公 社 債	1.75	1.65
う ち 株 式	△ 4.91	△ 18.71
う ち 外 国 証 券	—	—
貸 付 金	3.54	3.55
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	1.67	1.55

(3) 主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
現 預 金・ コ ー ル ロ ー ン	26,365	57,484
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	737,450	1,133,130
う ち 公 社 債	736,667	1,132,551
う ち 株 式	626	422
う ち 外 国 証 券	—	—
貸 付 金	2,653	2,937
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	43	41
一 般 勘 定 計	771,919	1,202,185
う ち 海 外 投 融 資	—	—

VII 業務の状況を示す指標等

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
利息及び配当金等収入	12,809	18,235
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	223	2,755
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	—	—
合 計	13,032	20,990

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
支払利息	15	13
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	93	2,311
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	0	0
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	0	0
合 計	109	2,325

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
預貯金利息	—	—
有価証券利息配当金	12,715	18,131
公社債利息	12,692	18,113
株式配当金	15	9
外国証券利息配当金	—	—
貸付金利息	93	104
不動産賃貸料	—	—
その他共計	12,809	18,235

VII 業務の状況を示す指標等

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
国 債 等 債 券	221	2,755
株 式 等	1	0
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	223	2,755

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
国 債 等 債 券	45	2,222
株 式 等	47	88
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	93	2,311

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	—

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	504,563	54.2	658,547	50.2
地 方 債	206,082	22.2	306,774	23.4
社 債	218,932	23.5	346,155	26.4
うち 公 社 ・ 公 団 債	79,787	8.6	123,606	9.4
株 式	488	0.1	226	0.0
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	184	0.0	186	0.0
合 計	930,250	100.0	1,311,890	100.0

VII 業務の状況を示す指標等

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合 計
有 価 証 券	—	3,555	8,785	12,461	405,898	499,550	930,250
国 債	—	1,152	4,626	1,135	144,724	352,923	504,563
地 方 債	—	500	1,404	2,680	135,719	65,777	206,082
社 債	—	1,903	2,753	8,644	125,454	80,176	218,932
株 式						488	488
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	184	184
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

区 分	平成23年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合 計
有 価 証 券	700	35,025	103,803	64,396	454,228	653,735	1,311,890
国 債	—	19,089	46,498	15,118	162,193	415,647	658,547
地 方 債	—	1,210	29,899	23,357	128,632	123,674	306,774
社 債	700	14,725	27,405	25,920	163,402	114,001	346,155
株 式						226	226
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	186	186
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

VII 業務の状況を示す指標等

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
公 社 債	1.71	1.57
外 国 公 社 債	—	—

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	—	—	—	—	
鉱 業	—	—	—	—	
建 設 業	—	—	—	—	
製 造 業	食 料 品	12	2.6	13	5.8
	織 維 製 品	52	10.7	43	19.1
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学	48	10.0	13	5.9
	医 薬 品	44	9.2	21	9.7
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	29	6.1	37	16.4
	電 気 機 器	49	10.1	22	10.0
	輸 送 用 機 器	—	—	—	—
精 密 機 器	18	3.8	—	—	
そ の 他 製 品	—	—	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業	—	—	—	—	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	26	5.5	32	14.2
	海 運 業	16	3.5	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	—
情 報 ・ 通 信 業	138	28.5	—	—	
商 業	卸 売 業	49	10.1	42	18.9
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 険 業	—	—	—	—
	そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	
合 計	488	100.0	226	100.0	

Ⅶ 業務の状況を示す指標等

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
保 険 約 款 貸 付	2,877	3,012
契 約 者 貸 付	2,352	2,458
保 険 料 振 替 貸 付	525	553
一 般 貸 付	—	—
（うち非居住者貸付）	（—）	（—）
企 業 貸 付	—	—
（うち国内企業向け）	（—）	（—）
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
消 費 者 口 ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	2,877	3,012

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

VII 業務の状況を示す指標等

(23)有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額	償却累計率 (%)
平成 22 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	41	3	—	3	41	10	20.7
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	56	5	—	16	46	96	67.6
	合 計	98	8	—	19	87	107	55.0
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—
平成 23 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	41	36	—	14	62	25	29.1
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	46	6	0	14	37	105	73.7
	合 計	87	42	0	29	100	131	56.6
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額の割合です。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
不 動 産 残 高	41	62
営 業 用	41	62
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	— 棟	— 棟

(24)固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25)固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
有 形 固 定 資 産	—	0
土 地	—	—
建 物	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他	—	0
無 形 固 定 資 産	0	—
そ の 他	—	—
合 計	0	0
うち賃貸等不動産	—	—

(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

該当ありません。

(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

該当ありません。

VII-5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の勘定はすべて一般勘定で、前記VI-9のとおりです。

VIII 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

IX 保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

X その他**●(参考)証券化商品等への投資およびサブプライム関連投資状況**

該当ありません。

生命保険協会統一開示基準項目一覧

このディスクロージャー資料は、社団法人生命保険協会の定める「ディスクロージャー開示基準」にもとづいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに記載しております。

I 保険会社の概況及び組織

1 沿革	9
2 経営の組織	9
3 店舗網一覧	10
4 資本金の推移	10
5 株式の総数	10
6 株式の状況	10
7 主要株主の状況	10
8 取締役及び監査役	11
9 会計参与の氏名又は名称	該当ありません
10 従業員の在籍・採用状況	12
11 平均給与（内勤職員）	12
12 平均給与（営業職員）	該当ありません

II 保険会社の主要な業務の内容

1 主要な業務の内容	12
2 経営方針	2

III 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況	23
2 契約者懇談会開催の概況	24
3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	25
4 契約者に対する情報提供の実態	26
5 商品に対する情報及びデメリット情報の提供の方法	28
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	29
7 新規開発商品の状況	30
8 保険商品一覧	31
9 情報システムに関する状況	33
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	35

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

1 沿革	9
------	---

V 財産の状況

1 貸借対照表	37
2 損益計算書	41
3 キャッシュ・フロー計算書	43
4 株主資本等変動計算書	44
5 債務者区分による債権の状況	46
6 リスク管理債権の状況	46
7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	47
8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	47
9 有価証券等の時価情報（会社計）	49
10 経常利益等の明細（基礎利益）	52
11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	53
12 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
13 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	53
14 事業年度末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象	

等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等	54
2 保険契約に関する指標等	59
3 経理に関する指標等	62
4 資産運用に関する指標等	68
5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	77

VII 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	13
2 法令遵守の体制	16
3 法第二百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性	17
4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	18
5 個人データ保護について	19
6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	22

VIII 特別勘定に関する指標等

該当ありません

IX 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132

東京都新宿区西新宿 8-17-1

TEL 03 (6731) 2100 (代表)

url <http://www.fukokushinrai.co.jp>

本誌は保険業法第 111 条にもとづき作成しております。

〈編集担当：総合企画部〉



フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿 8-17-1 tel 03-6731-2100 (代表) fax 03-5348-8756
url <http://www.fukokushinrai.co.jp>